

平成22年9月10日

1. 出席議員

議長	牟田勝浩	副議長	小池一哉
1番	朝長勇	2番	山口等
3番	上田雄一	4番	山口裕子
5番	山口良広	6番	松尾陽輔
7番	宮本栄八	8番	石丸定
9番	石橋敏伸	10番	古川盛義
11番	上野淑子	12番	吉川里巳
13番	山崎鉄好	14番	末藤正幸
16番	小柳義和	17番	吉原武藤
19番	山口昌宏	20番	川原千秋
21番	杉原豊喜	22番	松尾初秋
23番	黒岩幸生	24番	谷口攝久
25番	平野邦夫	26番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	筒井孝一
次長	松本重男
議事係長	川久保和幸
議事係員	森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市			長	樋	渡	啓	祐
副	市		長	前	田	敏	美
教	育		長	浦	郷		究
政	策	部	長	角			眞
政	策	部	理	山	田	義	利
営	業	部	長	淵	野	尚	明
営	業	部	理	伊	藤	元	康
営	業	部	理	林		和	幸
く	ら	し	部	古	賀	雅	章
こ	ど	も	部	馬	渡	公	子
ま	ち	づ	く	森		信	公
技			長	松	尾		定
山	内	支	所	牟	田	泰	範
北	方	支	所	川	内	英	夫
会	計	管	理	國	井	雅	裕
教	育	部	長	浦	郷	政	紹
水	道	部	長	宮	下	正	博
総	務	課	長	松	尾	満	好
財	政	課	長	中	野	博	之

議 事 日 程 第 5 号

9月10日（金）10時開議

日程第1 市政事務に対する一般質問

平成22年9月武雄市議会定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
13	25 平 野 邦 夫	1. 地方自治法にもとづく住民自治を尊重することについて 2. 武雄市と弁護士との委託契約について 3. 国保の広域化の計画について 4. 高齢者をひとりぼっちにしない福祉行政について 5. 道路行政について 1) 平原梅林線のカーブの緩和について 2) 国道34号線の道路案内板について
14	17 吉 原 武 藤	1. 消防行政について 2. 景観、屋外広告物について 3. 雇用促進住宅について
15	12 吉 川 里 巳	1. 子育て支援 2. JR高橋駅周辺整備 3. 森林事業 4. 観光イベント 5. 財政問題
16	15 小 池 一 哉	1. 農政について 1) 戸別所得補償制度について 2) 口蹄疫について 3) ため池の活用と防災対策について 2. 緊急雇用対策事業について

開 議 10時

○議長（牟田勝浩君）

おはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づきまして、市政事務に対する一般質問を続けます。

日程から見まして、本日は15番小池議員の質問まで終わりたいと思います。

それでは、通告の順序に従いまして、25番平野議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。いよいよ一般質問もきょうが最後ですけれども、日本共産党の平野邦夫です。議長の許可を得ましたので、私の一般質問を始めていきたいと思います。

よくもまたあきれぬぐらいに、市長は共産党主導の住民訴訟とか、平野、江原の共産党議員が記者会見に同席したとか、6月議会、7月の参議院選挙、この9月議会でも発言をされました。何十回になるんでしょうかね。6月議会は私はトップでしたので、ずうっと聞くだけにとどまりましたけれども、きょうはそのことを後で触れていきたいというふうに思います。

6月18日付の市長のブログを読ませていただきますと、そこには「市民固有の権利である住民訴訟について、議会等で申し上げていますが、それは民主主義で認められたものであり、私はこのことについて、何も申し上げることはありませんが、反対していても議会の議決を守らなくてはならない議員が、住民訴訟を主導していること、さらには、訴訟費用が全て市民負担（総計1億3千円、最高裁まで行くととなると4億円。）になることは、私の政治生命をかけて、参議院選挙等のありとあらゆる場で、申し上げて参りますし、次の9月議会では、主要政策に関して予算の執行停止等の措置をとることを申し上げることになる可能性大です。」そう書いております。

まず、議会で多数決で議決されたことは、議員はすべて従わなければならないのかと。——うなずいておりますけれども、後で答弁いただきますね。

共産党議員団は、市民病院の民間移譲に関する条例や予算案に一貫して反対してきたわけであり、その関連議案が可決されたからといって、態度を変えるつもりも必要もない、そう考えております。市民の声を代弁する議員として、当然の務めだと考えているからであります。議会で可決された予算や条例に従わなければならないというのは、二元代表制のあり方に対する、これに反する考えではないでしょうか。市長が市長選で決着がついたと言うのなら、市民病院民間移譲反対の運動を、もうこれで足かけ4年になりますけれども、進めてきた私たちにとっても、市民の審判を受けて当選させていただいたわけであり、記者会見に私たちが同席した事実をもってけしからんと、議員であるがゆえに理不尽だと、6月議会、参議院選中にまかれたビラ等においても、ブログにおいても、さんざん攻撃の的にされてきております。市長が共産党嫌いだというのは、それは自由ですよ。

そこで、市長の見解を聞いておきたいのは、憲法に定められている政治活動の自由、政党支持の自由、思想信条の自由、これらの基本的な人権についてどう考えておられるのか、まず市長の見解を聞いておきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私ごとになりますけれども、総務省時代は国会担当で共産党さんを担当していたときもあります。私は共産党は好きですよ。あのね、本当に立場はたがえどもですね、やっぱり立場は違いますよ。ですが、やっぱりいろいろ教えてもらいましたよ。うち、どうでしょうかね。私はもとより、日本国憲法に定められた政党の自由、あるいは表現の自由、私も日本国憲法の中で政治活動を行っている立場から、それを尊重するというのは至極当然のことです。

その中で、私としては、私にも表現の自由があります。ですので、それは、私は憲法上の平衡的観念のA対Bとして戦うべき話だというように思っておりますので、私は何ら日本国憲法の枠外に出ているとは思っておりませんし、そこの辺の認識は議員と一緒にというふうに思っております。

ただ、これは杉原前議長がよくおっしゃっておりましたけれども、地方自治法の観点から、やはり議会人は、議員は、議決は遵守する、一番遵守する立場だということを私は常々教わっておりますし、私は総務省時代も国会議員の皆さんからもそれを、とりわけ共産党の皆さんからそれを教わっておりましたので、私は何ら矛盾している考えを持っているとは思いません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

共産党を好きだと言っていたのはうれしいですけども、しかし、この間の6月議会、7月の参議院選挙、あるいはそのほかにまかれたビラ、そして今度の9月議会、ここで発言を聞いていますと、もう敵意むき出しだという感じがしますよ。それは私の感想ですけども、その1つの例として、昨日の江原議員の質問の中で、盗人に追い銭だと答弁されました。これは撤回されませんでした。——黙って聞きなさいよ。議長も差別用語辞典にはないということで、いわば私は不穏当な発言だと思いますけれども、それは撤回を求めませんでしたね、議長も。そういう見解を出されました。

そこで、市長にお聞きしますけれども、盗人というのはだれを指して言われているんですか。これが1つ。

追い銭というのは何をもって追い銭と言われているのかですね。きのう答弁をされませんでしたので、そこは明らかにしていただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は、大学時代、哲学を学んでおりました。哲学的観念として、一般的概念、ハイデッガーの一般的概念からとらえて、あなた方がやっておられるその事象が固有のものを指すとしてじゃなく、イメージとしてそういうふうにとらえた。それを私は日本古来の慣用句に従って申し上げたにすぎません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

ということは、だれという想定はされていないわけですか。何をもって追い銭という認識もなかったわけですか。そこは市長も御存じでしょうけれども、議会での発言というのは、品位を落とすような発言をしてはならないと、これをまず第一書いてありますね。

もう1つは、無礼な言葉を使用してはならないと、他人の私生活にわたる言論をしてはならないと、この盗人に追い銭というのは無礼な言葉に当たりませんか。相手が質問したことに対して、市長が答弁を返す。盗人に追い銭だと、これは無礼な言葉に当たりませんか。市長どうですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

再三答弁をいたしておりますとおり、私としては、これは牟田議長もおっしゃっておりますけれども、日本古来の慣用句として、イメージとして、これが値するなということを思いましたので、それに沿ったにすぎません。私は無礼だという言葉もありませんし、もとより議員の議員活動については、それは最大限尊重すべきだろうということを思っています。

ただし、私にも表現の自由があります。私の表現については、私の例えば選挙等々できちんと責任をとってまいりたいと、これは我々がどうこう言う話じゃなくて、これをごらんになられている、とりわけ有権者の皆さんたちが最終的に、これは無礼だとか、あるいは判断すべき話だというふうに認識をしておりますので、何ら心配には当たらないと、このように考えております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

一般的な慣用句と言いますが、質問者に対する答弁の中で、どういうふうに言っていますか。多額の訴訟費用を計上したことへの質問をとらえて、そういう言い方を盗人に追い銭

と言うんですよと、じゃ、幾らだったらいいんですかと、こういうふうには答弁されているでしょう。市長が日本古来の一般的な慣用句として使ったと、そんなもんじゃないですよ、議会での発言というのは、あるいは答弁というのは、これはぜひ撤回をしていただきたいということ強く要求をしておきたいというふうに思います。

もう1つ、訴訟委託契約書の中身について質問していきますけれども、この契約書によりますと、一方の法律事務所に消費税込みで420万円、もう一方の法律事務所に対しては消費税込みで840万円、この訴訟委託契約書、これを見ておきますと、着手金として420万円と840万円が契約を交わされております。成功報酬も含めた報酬は、これは空欄になっております。そして、支払い時は別途協議するというふうに書いてありますね。だから、そうなりますと、市長がきのうも言われましたけれども、いわば1億3,000万円と、1億3,000万円の中身というのは、4,430万円の着手金と成功報酬の8,000万円、これを加えて1億3,000万円、随分この議会でも宣伝をされてきましたね、市民の皆様方に訴えますという形で。その根拠は何ですか。契約書にも書いていない。空欄になっている。そして、これは別途協議するという内容です。その根拠を示してください。

○議長（牟田勝浩君）

山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

損害賠償の請求額が非常に過大ということで、約21億6,000万円ちよつとの請求ということになっておりますので、それに対する着手金、今までお話をしておりますとおり2%、それから成功報酬が4%ということで、その辺を計算すればその金額になるというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私も説明不足だというのはやっぱり痛感しますね。これに加えて、ちよつとこれ、きのうかなりやっぱり問い合わせがあったんですけれども、裁判に原告、逆に被告、私ども武雄市ですけれども、これが勝っても負けても訴訟費用に要する経費は市民の血税となります。でするので、きょうも多分また後で終わったらすごい電話等がかかってくると思いますけれども、これだけ今回21億円という余りにも巨額なことで、それをもとにして我々は前代未聞の住民訴訟に対して、何の前例もなく、私どもはそういうふうに進めていますので、これは多くの市民の皆さんたちも御理解をしていただけると、このように思っております。

もとよりこの1億3,000万円というのは、いろんな団体に話をするとき私どもがいろんな相談をして、これで行こうということで上げた額ですので、その後、1,260万円にこうなっていくというのは、これは弁護士事務所の皆さんたちの良心、良識でありますし、我々事

務方の努力の結果だと、このように認識をしております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは6月議会で、私、一般質問はトップやったんですよね。そのときの市長とのやりとりの中では、4,430万円にとどまっております。一般質問が終わって2日目から、今度は急に1億3,000万円というように8,000万円加わっていったわけですね。最後には、最高裁まで行くと4億円もかかる。数字がずうっとひとり歩きしよるじゃないですか。

私は6月4日、議会運営委員会が開かれて、弁護士との契約を先急がなきゃいかんと、ですから、これを先議してほしいと、18日に質疑をし、討論をし、採決されましたね。その中でも指摘をしましたけれども、この4,430万円の補正予算を計上されたわけですが、弁護士事務所と協議をした上での数字なのかと、いや、協議はこれからですと。そしてもう1つは、何を根拠に4,430万円計上したのかと。これは、従来の平成16年まで採用されていた日弁連の着手金は、損害賠償請求総額の2%、成功報酬は事件解決時に4%、これは平成16年度に廃止されていますよね。その後どうするんですかと、それは当事者間で話し合いをする。今回の着手金については、まだ弁護士事務所との協議をしていないと、最大限予算をつけましたと、これは議事録に載っていますよ。そういう意味では、最大限予算をつけたということなどを含めまして、じゃ、市長が言う初日が4,430万円、2日目から1億3,000万円になった。最後にはとうとう4億円までいってしまう。そこには何の根拠もないんじゃないですか。（発言する者あり）ちょっと黙っとけさ。

そこで聞きますけど、地方財政法の3条、地方財政法の3条では、予算編成に当たっては、地方公共団体、武雄市は法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならないと、そう決めてあります。ここでいう合理的な基準、この合理的な基準から言いますと、既に日弁連で廃止されている基準、これはもう過去のもの、その後は当事者間で別途協議をする。予算編成時、これは何も着手金だけの問題じゃないですね。予算を編成するときの合理的な基準に基づいて、費用対効果等々も当然出てくるでしょう。そこでいう、この3条に照らしてみましても、あのときの18日に採択された4,430万円の費用、これはどうなんですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は、地方財政法の一部改正にかかわったことがあって、この第3条の基準については内閣法制局と協議をしたこともあります。その中で、「地方公共団体は、法令の定めるところ

に従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」これはこう書いてあります。この場合の合理的な基準というのは、私が以前所属しておりました総務省、あるいは内閣官房、内閣法制局もそうなのですが、この合理的な基準というのは明文基準であります。明文基準、すなわちいろんな省令の下に、法令というのは法律、政令、省令がありますけれども、その下に、一般的には国が遵守をしなければいけない規則等があります。これを私どもは合理的な基準というふうに文言的に言いかえます。これは日本共産党の東京の方に聞かれると多分それは出てくるとは思いますけれども、そういった中で、今回の21億円という途方もない住民訴訟について、こういう合理的な基準というのは、少なくとも今まで明文化されたものはありません。したがって、私どもは今までの社会通念であるとか、さまざまなことを勘案し、予算を計上したということで、地方財政法の目的とする地方の安定的財政ということと、それをきちんと出すと、それとなおかつ、これは議会の議決を伴うということでもありますので、私は、この前の2人の反対はありましたけれども、皆さんの賛成というのは、これは議会の良心、良識だというように認識をしております。何ら地方財政法から逸脱しているという認識はありません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

なかなか難しい言葉を使われますと、私の頭は混乱してくるんですよ。ここでわかりやすく、テレビに向けて、皆さん聞いていますからね。（発言する者あり）ちゃんとわかりやすく言ってくださいよ。

そうしますと、最大限予算をつけたと、2%という基準で。これはどういう意味ですか。結局、当事者間で協議もしないまま、もう1回言いますけど、平成16年度に廃止されたその基準をそのまま使って最大限の予算をつけたと、これは合理的なんですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

多分私の先ほどの説明は、これはケーブルテレビをごらんになられている方、議員さんたち、きょう傍聴も多く見られているんですけど、よくわかられたと思いますよ。自分がわからないからといって、もっとわかりやすく説明しなさいというのは、それは上から目線と言うんですよ、そういうことを。

それで、私から申し上げますと、普通、私も予算の執行にかかわった立場から言うと、この手のものというのは基本的に最大限のものを出していきます。そうしないと、もしこれで足りないということになった場合には、また議会を開かなきゃいけないというふうになりま

す。私は、反専決主義者であります。何事も議会で議決をしていただくということが、私はこの民主主義社会のルールだと思っておりますので、そういった意味で、もし最大限をしようとするというのは、これは社会通念上、あるいは議会法制上ののっとったルールだというふうに認識をしておりますし、その分で、後でこれもっと高くなる可能性だってあるわけですよ。あるんですよ。低くなった場合というのは、先ほど申し上げたとおり、その予算の執行に合わせて減額修正をするなり、あるいは停止をするなり、それは後の社会情勢、あるいは経済情勢に応じてやるということは、これは地方財政法も容認している、認めているものでありますので、何でこれで批判を受けるのかというのが私にはさっぱりわかりません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは契約を見ますと、6月23日に契約されていますよ。6月23日に契約されていて、その後、契約者は樋渡市長ですよ。それで一方で弁護士事務所、この訴訟委託契約書というのは変わることもあると言うんですか。

そしたら、地方財政法の4条では、予算の執行に当たっては、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて、これを支出してはならないと、これは4条ですね。これと、先ほど高くなることもある、減額も可能だと言われましたけれども、2つ質問しますけれども、予算の執行に当たって、この契約書そのものが変わることもあるんですか。

もう1つは、きのう山田理事やったかな、減額補正も考えていると、そのときにプラスアルファが出なければと、着手金以外にプラスアルファの費用が出てくるんですか。中身を教えてください。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

地方財政法でいうと、これは内閣法制局の関連論でありますけれども、第4条の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と、確かに明文化されております。ただ、議員も御案内のとおり、予算というのは単年度主義であります。したがって、これが4月に始まり3月に終わる時点で、この状態になっているというふうに私どもは認識をしておりますので、その1点1点をとらえれば、予期せぬことってやっぱりあるんですよ。これは人間社会と同じで、訴訟を受けるとかね、これは財政も一緒です。ですので、それが1年通じて出た時点で、それが執行をオーバーしているということであれば、これは明確に地方財政法違反なんですけど、1点1点たどっ

てみたときに、これは許容の範囲内だと私自身も思っておりますし、内閣法制局もそのように思っていると思います。

そういった意味で、これも確かに以前質問がありました。これはどういうことなんだといったときには、私どもとしてはそういうふうに解釈をしているということを、これは共産党の方じゃないんですが、ほかの党の方々に申し上げて、それはそうだよねということをおっしゃっていただきました。

以上です。

[25番「答弁が漏れていますよ」]

○議長（牟田勝浩君）

山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

契約書の変更があり得るかという話でございますけれども、我々はないというふうに思っておりますけれども、例えばの話で恐縮ですが、現在、損害賠償額ということで、21億6,000万円ちょっとの損害賠償額を出されているわけですが、例えば、裁判の途中でそれが増額とかいうふうな、そういうことも考えられないことはないわけですね。もしそういうふうになった場合は、また協議が必要になるんじゃないかなと。私はあり得ないと思っております。しかし、絶対ないとは私は言い切れませんので、その辺がどうかというのが1点。

それから、裁判について、いろんな費用、例えば弁護士同士の打ち合わせとか、そういう行くときの旅費とか、例えば、また裁判の中で証人の必要性が出てきたというふうな場合につきましては、そういう証人の方の日当とか旅費とか、そういうものも当然必要になってまいりますので、きのうもちょっと申し上げましたけれども、裁判についてはきょうまで、市というか、被告側が向こうの原告側のいろんな内容に対して、いろんな異議申し立てといたしますか、求釈明書を出しております。その分をきょうまでということで期限になっておりますので、その辺の中身次第でどういうふうになるかはわからないというふうな部分もありますので、きのうも言いましたように、その辺がある程度わかった時点で、不必要な分については予算を減額したいということで申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

請求額がふえるかもしれないと、これは2月11日に提出した監査請求、私、請求人にはなっていませんけれども、そこにも金額出ているでしょう。それは却下されたから、5月10日をもって住民訴訟に踏み切られたわけですよ。だから、自分は絶対あり得ないと考えている。あり得ませんよ。原告側と話し合ったわけじゃないでしょう。だから、契約書（発言す

る者あり) 山口さん、私、あなたの質問のとき一切やじやっていないからね。ぶつぶつ言わんでくださいよ。(発言する者あり)

それで、請求総額がふえるかもしれないと、そうなると、この委託契約書も変わるかもしれん。架空の話じゃないですか。それは確かに証人を呼ぶなら日当1万円出さなきゃいけません。そんなに、4,430万円から1,260万円引きますと3,170万円ですよ。この3,170万円があれば、市長がきのう答弁していますけれども、例えば、小学校2年までの医療費の無料化ができるというように答弁しましたよね。ですから、予算現計主義というのはわかりますよ、1年間で締めるという問題は。そうすると、契約をしたからには直ちに減額補正をすればいいじゃないですか。そして、市民の要求にその分こたえていけばいいじゃないですか。契約は2つ、弁護士事務所と合わせて1,260万円ですからね。それこそ合理的な基準に基づいて、あるいは4条でいう必要なかつ最小限度の支出、こういう立場に立てば、私は直ちに減額すべきだと、そして住民の要求にこたえていくべきだと、そう指摘をしておきたいと思います。

これは、市長のブログを最初に紹介しましたがけれども、主要施策に関して「予算の執行停止等の措置をとることを申し上げることになる可能性大です。」と。そして、さらにこの9月議会では、23項目について、そこにパネルがありますね、見せなくていいですけど、23項目について影響が出ると何回も何回も答弁されております。加えて、さきのブログで言われていた武雄町公民館、武内町公民館、老人福祉センター、前のブログではみんなのバスもその中に入っていましたね。そういう予算執行停止ということもあり得るんだと。しかし、みんなのバスは、もう既に実験は始まったじゃないですか。それは巨樹の会から2台ですか、1台ですか、マイクロバスを寄附してもらったと、そういうこともあるのかもわかりませんが、随分喜ばれている。それは確かにそうですよ。交通難民、公共交通機関がないわけですからね。高齢者の足を守る。そういう点ではいいことですよ。これも予算執行停止になるかもしれん。おどしじゃないですか。そこはどうなんですか。きのうの23項目に加えて、これも入っていませんでしたということで上げられたのが武内町公民館と武雄町公民館と老人福祉センターと。ですから、必要最小限の経費というのを考えていくなら、3,170万円が生じたその差額、これは直ちに減額をして、これは財源としては財政調整基金から4,000万円、そして予備費から430万円か、それを減額して住民要求にこたえていく、それこそトップの仕事じゃないですか。そこはどうですか。

○議長(牟田勝浩君)

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

やっぱあれなんですね、これだけの訴訟費用で影響がやっぱり及ぶんですね。子宮頸がんワクチンの接種補助であるとか、武内公民館、ここ書いていませんけれども、武雄町の公民館、消防の一括交付金、市営住宅建てかえ事業等々が入ってくる。私が何でここまで言うか

というと、普通、これは財政の世界の話なんですけれども、一般会計で出すときというのは、私も総務省におりましたので、交付税算入するんですね。一般会計で例えば事業をやるといったときに、例えば、ここで消防一括交付金というのを単費でやりますと、市の単費でやりますといったら、4割から6割ぐらいは交付税算入が入ってきます。場合によっては特交算入といって特別交付税算入も入ってきます。したがって、市が例えば1,000万円出しても、結果としてその交付税算入で、最終的には300万円、400万円となるというのが財政上の世界の話です。

しかしながら、今回のこの訴訟費用、交付税算入ありません。単費がそのまま単費となる。ですので、これだけの影響、そしてこれは山口昌宏議員からも話がありましたけれども、これはやっぱり50億円ぐらいになるんですよ、国の補助金等々を加えていくと。ですので、二重、三重にもこれは市民負担になるということは、ぜひ市民の皆さんたちには御理解をさせていただきたい。

なおかつ、これについて、みんなのバス、おどしじゃありません、これは。認識の共有です。みんなのバスも、きょうも傍聴にお見えになっていきますけれども、いろんなところから要望がもうあります。しかし、やっぱり財源なんです。この訴訟費用の影響で、例えば、本当はやりたかったこの1路線2路線が削られていくと、そういう意味を込めて、これは事務方をつくったんですけれども、こういう状態になるということは、ぜひ議員とも認識を共有したいと、無理だと思いますけれども、したいというふうに思っております。

したがって、私どもとしては、減額修正というのは、これはテクニカルな話であります。通念上の話でありますので、これは最初申し上げたとおり、地方財政法上で、締め切りのところで一番直近の価格で減額修正するなり増額修正をいたします。これが財政の務めであり、ます。一々そんなことやりません。その上で、ぜひこれ市民の皆さん方に御理解をいただきたいのは、減額修正をするといっても、もう1,260万円もこれ出ているわけですよ、これで。出ているわけですよ。これでもう影響が出始めるんですよ。ですので、四千四百何万円が高いか安いかの問題ではなくして、もう既に1,260万円、だから小学校2学級分の医療費の無料補助につながっていくということは、ぜひ市民の皆さん方に御理解をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

きのうの答弁の中では、小学校2年までの医療費の無料化に（発言する者あり）また言うた言わんやっとなりますのでやめておきますけれども。（発言する者あり）

そこで、私、先ほどブログを紹介しましたね。その国庫補助の対象もありますからね、既に当初予算で組んでいる部分もありますよ。ですから、影響が出るとすれば、今の1,260万

円の範囲内だろうと、それはわかりますよ。それは無理だろうと言いますがね、そんな挑発的なこと言うちゃいかんですよ。いいことはいいわけですから。だから、6月には和田住宅の建設についても質疑をしたわけでしょう。住民の利益になることについては、それは率先して我々もやっていかにかいんですよ。それ無理だろうというのは失礼な話ですよ。私は、ここでいう主要施策の予算の執行停止だとか、そういう考えが今でもあられるから、今パネルを見せられたんでしょう。ですから、私は減額するという方向が見えてきていますので、その影響を抑えるためにも、3月を待たずして減額補正すればいいじゃないですか。

もう1点は、先ほど言いましたけれども、みんなのバスをめぐって、巨樹の会からバスを何台寄附されたんですか。みんなのバスはいいことですよ、事業としては。交通弱者の人たちの足を確保する、そのことはいいことですよ。どなたが答弁するんですかね。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

社団法人巨樹の会から2台寄贈していただき、今これは今山地区と、きょう傍聴にも見えておられますけれども、追分、焼米、掛橋地区を2台循環をしております。この場をかりて巨樹の会には御礼を申し上げたいと思っておりますし、今、実際、自分たちとしてもみんなのバス事業はとてもいいことだということで、私たちの、何というんですかね、使っているバスでよければぜひ寄贈したいと。ちなみに、この巨樹の会のものについては中古であります。きれいにさせていただきましたけれども、この場をかりて重ねて御礼を申し上げたいと思っておりますし、ぜひ日本共産党の方々にも寄贈していただければありがたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

日本共産党は財政的にはかなり厳しいんですよ。赤旗をやめさせられるしね。だから、そこはそういうふうに関き直ったらいかんですよ。共産党にもバスを寄附しろとか、あなたの理解を求めるのは無理だとか、まさに挑発ですよ。

そこで、賛否があったとしても、賛否で私たちは一貫して反対してきましたけれども、議決に加わりながら、平野、江原議員が記者会見に同席したこと、これは党利党略じゃないかとまで言っていますよね。何が党利党略ですか。それで、一方ではきのう、何が住民団体だと、そういう敵意むき出しな、運動に対する敵意むき出しな発言もあっていますね。

こういうふうに見ていきますと、この発言何十回、一番冒頭言いましたけれども、議会の中でも何十回となく発言されている。議会の外でも、参議院選挙でも発言されている。そこ

は政治活動を認めないと。しかし、憲法で定められている基本的人権については、それは当然ですよ。法のもとに平等ですから。だから、我々は議会人であると同時に、外に向かってでも自分たちの主張、政策を訴えていく、これは当然の政治活動ですよ。それをあたかも記者会見に同席したことが悪であるかのようなね、しかもこれは党利党略じゃないかとまで言い切る。きのう討論の中で、私を訴えてくださいと、訴える方法は民事でやれるとまで言い切りましたよね。だから、そこをいろいろ考えたんですけど、こういう一連の市長の発言、共産党に対する敵意むき出しの発言、あるいは平野、江原議員に対する、それこそ敵意むき出しの発言、そういう一連の発言を聞いていますと、これは名誉毀損に当たるんじゃないかと。これは弁護士さんと相談しなきゃいけませんけれども、そういう名誉毀損になるとすれば、それは民事でやれますよ。そこは、これはもうずっと原稿準備しながら考えましたけれども、何でそこまで市長が言うのかなと、訴えるなら私を訴えてくださいと、方法は民事でやればできるんだと。そうすると、ずうっと振り返っていきますと、これは共産党に対する名誉毀損、あるいは私や江原議員に対する名誉毀損、これはもう成り立つのではないかということなども考えておるわけです。そこはどうなんですか、市長。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、名誉毀損ということは、それは当事者ですので、そういうふうに思いがあれば、それは思想信条の自由ですので、私がどうこうというのは言う立場でもありませんし、私も十分あなた方からもう名誉毀損されているなどというのは思いますよ。例えば、江原議員が以前、この議会で、人事で、情実人事ということをおっしゃったんですね。情実人事ですよ。ほんなごと議会でそういう言葉なんですかね、そういう言葉が。

〔25番「答弁がずれていますよ」〕

いや、ずれていませんよ。

それと、もう1つ、私があえて何でここまで言うかということ、市民がかわいそうだからなんですよ、本当に。1,260万円という、その額そのものも巨大であることながら、このために1円も出して本当にいいんだろうかと。もとより住民訴訟の市民団体の皆さんたちの権利というのは私も承知していますし、これは議事録見られたと思いますけれども、私はその訴状の中身について一言たりとも申し上げていません。そこは私も分別を持ってわきまえているつもりであります。だから、ぜひ、きょう、記者会見に同席された江原議員もおられますけど、これは本当に市民に負担を強いることになる。しかも、訴えられて、私が弁護士費用等を出せば、それは出したいですよ。しかし、これは公職選挙法の寄附行為に当たる。地方自治法違反になる。したがって、どうか、民法第709条を根拠として、民事訴訟法第133条に基づき私を訴えてほしいというふうに思っております。そうすると、市民に迷惑がから

ないんですよ。そこで、司法の場で堂々とやりましょうよ。ですので、それはやっぱり議会人として、私はこれ住民団体の皆さんたちをお願いしているわけじゃありません。あくまでも同じ政治家としてあなたをお願いをしたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

私はそんなに法律に詳しくありませんからね。ですから、そういうふうに市長が言ったときに、これは弁護士の方とも相談しなきゃいけませんけれどもという前提で発言をしているところですよ。やるかやらんかは今後の課題ですよ。挑発せんがいいですよ。

通告しているのはほかにもありますので、次の国保税の問題に質問を移していきたいと思えます。

国民健康保険の現状の厳しさというのは市長も認識されていると。広域化の問題について質問を移していきたいんですけども、いわば被保険者の側からしますと、とにかく高過ぎて払えないと。ですから、資料をもらいましたけれども、これ説明していただきましょうかね。一番新しい数字で滞納者数、滞納額、どうなっているかを答弁していただきたいと思えます。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

国民健康保険税の21年度の決算で申し上げます。現年度で滞納者数は1,109人でございます。

以上です。

〔25番「額は」〕

21年度の収入未済額ですけども、約1億2,000万円というふうになっております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

この数字の中にあらわれているように、本当に払いたくても払えない、そういう人たちが1,109人。そして、単年度で見ると1億2,000万円と、1億2,000万円ですね。これは前年から比べてどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

収納には収納対策室も設けまして、滞納が少なくなるようにということでやっているわけ

ですけれども、近年、滞納につきましてはふえているという状況でございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

前年度の収納率というんですか、91.23%、ことしが平成22年5月31日段階では90.37%、確かにふえていますね。滞納者がふえる、払いたくても払えない世帯がふえていく。この背景を見ていかなきゃいけませんけれども、いわば高過ぎる国保税、悲鳴が上がっていますよ。年収200万円台で30万円とかね、その中に貧困と格差も広がってきている。全国的に見ても、まさに市町村の国保会計というのは危機的な状況にある。この認識は市長どうですか。武雄も含めて、一昨日質問があっただけでも、国民健康保険会計が本当に危機的な状況にある、そういう点での認識はどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

昨日もお話しましたけれども、実は、国民健康保険会計の趣旨でございますけれども、21年度におきましては、7,400万円ほど足りなくなったということで、22年度の歳入を繰り上げて充用しているというのが状況でございますので、本武雄市におきましても、非常に厳しいという認識をいたしております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

県内の12市町に日本共産党の地方議員というのは21名、県議会議員を入れますと22名ですけどね、ここで市民アンケートや町民アンケートや県民アンケートも最近実施されておりますけれども、一番要求が強いのが、高いのが、そしてまた深刻なのが国保税何とかしてほしい、引き下げてほしい、生活を脅かしている。これは、今、部長が言いましたように、昨年の収納率から今度も下がってきている。滞納額も単年度で1億2,000万円ですか。そういう貧困と格差の広がりの中で、市町村国保会計も基金が60万円しかない、22年度前倒しして7,400万円使ったというんでしょう。この元凶をどう考えるかですよ。

そこで、今度は市長にお伺いしますが、こういう県民、市民の声に行政がこたえていく。そうすると原因を取り除かなきゃいけませんね。そこで、市長にお伺いしますが、こういう事態を引き起こして、全国どこの市町村でも国保会計が厳しいと。これは1984年に国民健康保険法が改悪されて、従来は医療費掛け45%、この医療費というのは、給付費が7割、個人負担3割、この医療費全体に対して45%の定率国庫負担が実施されとったわけですね。これが、給付費が50%になったと。そうすると、7割の給付に対して50%。結局、従来の

45%の定率国庫負担が、結局、これが45%減って、実質38.5%。この間の答弁の中で、国の国庫負担をふやさなきゃいかんと市長は答弁されておりますけれども、ここの1984年までの定率国庫負担が変わってきたと、このことに対しては市長どう見解を持っておられますか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

御承知のとおり、国の財政というのも非常に厳しいという状態になっているわけでございます。地方も厳しいわけですが、議員御指摘のとおり、昭和59年に改正されまして、従来、国庫負担の割合につきましては、医療費の40%、それから、そのほかに調整交付金が10%ございますけれども、そういうふうになっただけでございますけれども、これが医療給付費の40%、それから財政調整基金には10%ということで変更になったわけです。

そういうことで、国と地方の財政の負担割合というのは変わってきておるわけですが、我々としましては、非常に厳しい国保財政でございますので、国の負担は何とかふやしていただきたいということで市長会等を通じてお願いをしているという状況であります。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

病院問題になると市長が一手に答弁を引き受けていますけれども、国保に関しては市長どう考えておられるんですか。部長ばかり答弁してますけれどもね。1984年を境に国の法律が変わったと。国庫負担をふやせという要求をやったんでしょう、市長も。その見解は変わっていませんかと市長の答弁を聞いているんですよ。そこはどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

何でもかんでも市長というのはどういうことですかね。私自身としては、ここで整理をすると、基本的にこの答弁書というのは私の決済が要ります。したがって、答弁書のとおりだということについては、それは部長が読むものについては、最高責任者としての私が申し上げるのと同じであります。

しかしながら、なぜ病院問題を事ほどさように懇切丁寧に申し上げるかということと2点あって、1つは、これは私でしか発言できないものがやっぱりあるんですね。地方自治法上の統括代表権を越した議論というのは、これは事務方ができるわけがありませんので、これは政治家の側面として私が答弁をする。

それともう1点が、もともと答弁書を用意しているときに、この議論によって中身が変わってくるというのはあるんですよ。ですので、そういったときは私の肉声として答えると

いうことでありますので、その役割分担については国会でも同じでありますし、日本共産党もそれはそうだねということをおっしゃっていただいておりますので、それは何ら心配は要りません。部長の答弁は私の答弁と全く同じであります。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

いろいろ先ほど部長が答弁しましたけど、事務費の国庫負担が廃止になりましたね。それと、保険税の減額措置に対する国庫補助を廃止すると。さらに、助産費補助金の国庫補助の削減。従来は国が出しよったわけでしょう。これは削減してしまうと。そうしますと、武雄の場合どうですか。国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、決算値で見ますと、従来50%だったのが2008年以降25%に半分になっていると、ここも国保会計を厳しくしている原因の一つですよ。国の責任を地方に転嫁したわけですから。あれは45%の定率国庫負担を実質38.5%に減らしたと。これを機に武雄市も値上げしましたよね。あるいは資格証明書、今はゼロですけども、資格証明書の発行だとか、短期保険証の発行だとか、いろんなペナルティーが来る。収納率92%を割れば、またこれが国の補助金が少なくなる。いろんなペナルティーを一方でかけながら、そうすると武雄の場合に、総収入の50%が国庫支出金に当たるわけですけども、武雄はどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

資料を整えるそうですから、暫時休憩します。

休	憩	10時56分
再	開	11時5分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

執行部の答弁を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

細かい数字でございましたので、ちょっと時間をいただきました。細かい数字の場合、すぐにわからないときもございますので、できれば事前に通告をお願いしたいというふうに思っています。

先ほど御質問の国庫支出金の割合ですけども、28.7%になっております。それから、国民健康保険事業につきましては、法定内の繰り入れ、一般会計からの繰り入れをしているわけですけども、これは基本的に交付税措置を受けた法定内の繰り入れをしているということでございますので、交付税というのは国からの、国が手当てをする財源ということでもございますので、合わせますともっと大きくなるわけですけども、区分上の国庫支出金ということになりますと、申し上げましたとおり28.7%ということになっております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

全体として国保会計につきましては、大きくは通告していますから、通告していないことを言っているわけじゃありません。

いずれにしても、国保の仕組みそのものが極めて財政的には脆弱だと。ですから、均等割が2万5,800円、均等割というのは生まれたすぐからもかかりますよね。まだ仕事をしていない、そういう赤ちゃんにも2万5,800円かかる。現役を退いた人たちにも均等割はかかる。平等割は1世帯当たりですから3万3,600円。大体36万円の標準報酬月額で協会けんぽが17万8,200円、協会けんぽでいきますとね。標準報酬月額を36万円の水準で見ますと17万8,200円。同じ36万円を計算していきますと、2人世帯で国保の場合41万円。いわば国保のほうが2.3倍高くなっているんです。もちろん国保の場合に7割軽減、そして5割、2割の軽減がありますけどね。しかし、36万円の水準というのは、その減額から外れていますよね。そこで、さっき議場からも国保を引き下げてくれ、高過ぎるといふ発言が休憩時間にあっていました。まさにそうなんですよ。もう本当に悲鳴が上がると、ある意味ではね。

もともと国保を構成しているのは、いわば自営業者の人、農業者の人、職をなくした人。今は自営業も大変です、大型店の進出で売り上げ減になる。農業者も大変ですよ、米価がどんどん下がっていく。米価を基準に計算すると時給300円、本当に厳しい状況ですね。それからもう1つは職をなくした人、いわば非正規雇用。事業所が協会けんぽで事業所負担も負担してくれれば違いますけれども、もう国保に入ってしまう。そうしますと、今、全国的に見ますと事業所負担6割、本人負担4割という会社も出てきている。そういうことなどを考えますと、国民健康保険という制度そのものが財政的には脆弱だと、極めて不安定だと。ですから、国の責任において、従来の84年までは定額の国庫負担45%で進めてきていたわけでしょう。いわば高い国保税に加えて高過ぎる窓口での負担。現役世代で3割、高齢者が3割か1割、窓口負担が大変だからということで受診抑制にもつながりかねない。これは受診抑制というのは、必ずしも国保に限らず、協会けんぽもそうでしょうけれども、もう国保はとりわけ深刻ですよ。国民健康保険法の第44条では、低所得者の窓口負担の減免制度をつくるよう定めています。厚労省の調査では、この国民健康保険法の第44条に基づく窓口負担の減免制度を持っていない市町村が45%。武雄市はこの第44条に基づく条例化、これを検討されたことありますか。あわせて、この条例化を進めるかどうかという点での考えはどうか。まずこの点から答弁をお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

議員御指摘のとおり、国民健康保険法の第44条では減免の制度、こういったものをつくることができるという規定があるわけでございます。県内を調べてみましたけれども、現在のところ4団体で条例ないしは要綱ですけれども、そういったものをつくっていらっしゃるということを確認いたしております。一方、この要綱等をつくられている団体におかれて、適用されたのかということ聞いてみましたところ、実績はないということで聞いておるところでございます。

武雄市ですけれども、国からこういう第44条の規定があるということで、その対応についてを求められてはおるわけでございますけれども、現在のところ自己負担金、自己負担の分につきましては高額療養の制度もあると。それから、高額療養の場合の高額療養費が出るまでのつなぎの資金の貸付制度もございますし、さらには生活の困窮者につきましては、国民健康保険のほうと、それから生活保護のほうと連携をしながら、この対応に当たっているというようなこともございますので、条例等を今のところつくるとい状況にはないというふうに考えております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

いわば悪循環なんですよ。国保税が高い、払えない、滞納者がふえる、国保会計が厳しくなっていく、結局またそれを被保険者に転嫁をしていく。一番もとになっている原因、45%に戻せというのをこの議会でも何度も言ってきましたし、もう1つは県の財政支援、これも欠かせない。これは、さっき部長は法定内の一般会計からの繰り入れはやっている。武雄市は法定外の繰り入れはやっていませんよね。県も法定外の支出はしていない、そう思うんです。ですから、一般会計からの法定外繰り入れをふやすこと、これが重要になるわけですが、その際、県の財政支援、これが欠かせないと。

これは、7月20日付の国保新聞によると、各市町村の全国平均でも1人当たり1万円超えたということも報じております。20年度で1万134円、一般会計からの法定外繰り入れですよ。そして、19年度は8,048円だったと。この悪循環を少しでも法定外繰り入れで解決していこうという、そういう計画でしょうけれども、いずれにしても、金額そのものは26%ふえている。20年度は後期高齢者医療制度が施行されて被保険者が減ったにもかかわらず、法定外繰入額はほとんど変わらなかった。全国的に1,000万人減ったというんですよ、後期高齢者医療制度を設けたことで。佐賀県を見ても、佐賀県は全国、下から2番目ですね。金額を見ますと、これは国保新聞の報道ですけれども、佐賀県が佐賀県独自の法定外繰り入れはしていないだろうと思うんですが、県内の各団体の繰入額を見ると257円、全国都道府県の下から2番目ですね。県の財政支援は国民健康保険法の第4条で義務づけられている。

運営主体は市町村ですけれども、都道府県にも国保事業を健全に運営するために必要な指導を行う義務を課している。そこで、都道府県の独自支出金なし、これがこの10年間の間に随分ふえた。随分ふえた独自支出金なしという理由の中に、いわば税源移譲があったんでしょう。さっき財政調整交付金と言っておられましたけれども、いわば給付費掛け50%のうちに給付費の7%を税源移譲、そしてその引きかえに都道府県が支出することになる。一方で独自支出金なしと。そこで、県の独自支出があっているのかどうか、これは確認しておきたいと思います。

国保の関連で言いますと、いわば以前の自公政権から民主党政権にかわって、いいことは幾らかあるんですよ。例えば、資格証明書を発行されている世帯、中学生以下まで短期の保険証を発行しなさいと。あるいは生活困窮者なら、大人についても短期の保険証を発行しなさいと。もう1つは、失業者がふえてきている状況の中で、失業者の国保税の減免、これは昨年4月14日、失業によって国保加入となった人に自治体の条例で国保減免を行うよう通達が来ている、失業者に対してですね。失業者の一部への国保税の軽減、非自発的失業者の国保税は前年所得の3割で計算する、これは一部前進ですよ、で計算するようになっている。この条例を制定して減免をしなさいという問題と、そして非自発的な失業者に対して前年の所得の3割で計算し直しなさいと、これはどこがどう違うんですか。この2点、県の独自支出金があるのかどうかということもあわせて答弁いただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

まず、県の支出金ですけれども、現在は療養費の7%ということで、18年度から県の負担ということになっております。ただ、16年度に制度改正になっておりましたので、17年度については5%ということで県のほうからいただいているという状況で、そのほかにはないということでもあります。

次に、先般の議会で改正をお願いしました失業者の関係ですけれども、今、議員おっしゃいますとおり、非自発的な失業という場合につきましては、前年所得の給与所得を100分の30で計算しましょうということで計算をしているわけで、御質問にはございませんでしたけれども、現在のところ、8月31日現在ですけれども、96件程度受け付けをしているという状況でございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

だから、通達が来ているんでしょう。非自発的失業者に対しては減免制度の条例をつくりなさいと。これは通達来ていないんですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

非自発的失業者に対する減免の制度ですけれども、これは条例に基づいてしているということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

条例に基づいてやっているというのは、この7割、3割というのを条例化してやっているということですね。窓口負担の軽減措置については、通達が来ているわけですけれども、そのことは条例化していないでしょう。条例に基づいてやっているのは、7割、3割の負担割合を、昨年の所得の7割を減らして3割で計算しなさいと。これと窓口負担の軽減措置、これが厚労省から通達で来ているでしょう。条例に基づいてやっていると言いますけれども、2つ質問しているんですよ。どうですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

厚労省から通知が来ておりますけれども、これはできる規定ということで、しなければならぬという規定にはなっておりませんので、現在のところ策定をしていないというところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、昨年の所得の3割で計算をし直すという点では96件あると。この96件あるというのは、非自発的な失業者、これだけふえてきているという数字の背景を見ますと、今、本当に大変ですよ。40代後半、50代、もう60を過ぎますと仕事はないですからね。あったとしても期限つき、あったとしても非正規雇用、こういう雇用不安が増大していく中で、96件というのはそういう背景が見てとれますね。今の雇用の深刻さといいますか、雇用環境の深刻さというのが。

次に、通常国会で国保法の改定が可決、成立しており、その後、厚労省は保険局長名で都道府県知事あてに広域化等支援方針の策定についてという通達を出したと。それによりますと、これは通達の中身ですよ。「一般会計繰入による赤字の補てん分については、保険料の引上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努めること。」、こう明記されていますね。いわば国会で通った広域化等支援方針の策定を急

ぎなさいということ。これは何のためかという、一般会計からの繰り入れをやめろということでしょう。

この件につきまして質問しますけれども、市町村国保広域化等連携会議、これは都道府県と市町村と国保連合会の担当者、この連携会議を持っていますね。協議の進捗状況、もう1つは支援方針の柱、どういう内容なのかと、これを答弁していただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

先般の佐賀新聞にもトップ記事で載っておったわけですがけれども、広域化、佐賀県におきましては統合ということで、市長が市長会の中でどういうふうに発言したかということをまず御紹介しておきますと、制度存続の観点から広域化は絶対に必要であると。県に押しつけではなく、市も応分の負担を考えている。佐賀モデルをぜひつくってほしいという市長からの発言があったと。これに続いて、記事によりますと、佐賀市長さんが運営基盤を大きくする方向性は妥当であると、そういった方向性を示されまして、古川知事もその方向性ということで、町村会のほうも同じ意向だということですので、これから広域化に向けた話が進んでいくのではないかとというふうに期待をいたしておるところでございます。

担当者の会議ですけれども、この将来的な――将来的なといいますか、この方向性につきまして大筋一致をしたわけですので、これから方向性につきましてやっつけようということで、支援化の方針につきましては、これから国の方針、それから他県の方針等々もございしますので、それらを参考にしながら、佐賀モデルという市長の発言もございしますので、こういったことで検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、広域化することによってスケールメリットといいますか、要は保険料の均一化ということですね。ますます議会で保険の給付の内容だとか、あるいは保険税の引き下げだとか、こういった論議ができなくなる、広域化してしまいますとね。

そこで市長にお伺いしておきたいんですけれども、国民健康保険法の第1条では国保を社会保障及び国民保健のための制度、これを規定しています。また、第4条で国保の運営責任は国が負っていることを明記している。国の財政支出のもと、基礎自治体である市や町が保健所と連携しながら住民に医療を給付する、こういう社会保障の仕組み、それが本来の国民健康保険ではないかと。そこで、国保制度を社会保障、住民福祉として再建させ、充実していく、このことが大事だと考えるわけです。広域化等支援方針が連携会議での議論と市、町から意見聴取を経て知事が決定し、知事の専決で決める。これはまさに市町村国保を解体す

る方向ですね。専決で決める、知事の専決事項と。これは市長、どう考えますか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

わかりません。

〔25番「部長もわかりませんという答弁ね」〕

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

おとといの一般質問では、広域化については賛成みたいな答弁を市長はしていませんでしたか。そう記憶していますよ、後で議事録を起こしてみますけれども。我々の立場としましては、何回もここでも指摘をしますけれども、1984年以前の定率国庫負担、これ戻しなさいと、45%に戻しなさいと。医療費の45%。給付費の50%にした背景には、実際、国の国庫補助は38.5%に減る。さらに事務経費もどんどん減らしていく、廃止していく。ますます市町村国保を苦しくしてしまう。そうすると、あとはもう広域化しかない。どこでも財政厳しいですからね。みんながまとまれば市町村の負担金でやれる。これは乱暴な論議だと思いますよ。これは今後また引き続きやっていきたいと思います。

もういよいよ時間が迫ってきましたので、ひとりぼっちの高齢者をなくそうというのは、この議会でも随分論議になりました。そこで、高齢者世帯がどうだというのはわかりました。福祉電話が11、緊急通報システムが167、配食サービスが132、愛の一声運動が185、施設入居者299人おられますけど、そういうひとりぼっちの高齢者をなくしていこうという運動の中で、今後どういう課題が出てくるのかですね。市町村の福祉行政の中で。例えば、配食サービスについてもトータルな事業だと考えていますからね。そういった意味では、先ほど言いましたように数字が物語るわけですがけれども、配食サービスが132というのは、以前からすると随分後退しているんじゃないですか。弁当を届けるだけじゃなくて、声をかけて届ける。食べてなかったとすれば、その事情を聞く。そういう見守り的な役割もありますね、個人負担を伴いますけれども。どういう人たちが配食サービスの対象と見ているのか。以前からすると随分後退しているんじゃないかなという気がいたします。そこをぜひ答弁をいただきたいと思います。そして、今後の課題についても、簡単でいいですから、答弁をいただきます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと答弁に入ります前に、ちゃんと聞いてほしいと思うんですよね。私は広域化にお

いて、あなたは専決がどうかという話をされたので、こういったテクニカルなこと、通告もないことについて、すぐわかりませんと言っただけであって、何も広域化がわかりませんと言ったためしはないですよ。ですので、ちゃんとそれは聞いてほしいなというふうに思います。

先ほどの答弁については、くらし部長から答弁をいただきます。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

ひとり暮らしの老人、独居老人世帯、あるいは高齢者のみの世帯、こういったものの対策につきまして、若干平野議員のほうからも挙げていただきましたけれども、改めて御紹介いたしますと、福祉電話につきましては11世帯に配置をいたしております。それから、緊急通報装置、これは警備会社に緊急の場合通報が行くというシステムでございますけれども、これは167世帯に配置をいたしております。それから、配食サービスにつきましては、若干減っているかもわかりませんが、132世帯ということで、これも愛の一声運動などとともに声かけを行っているということでございますので、ひとり暮らしの世帯、あるいは老人のみの世帯というところの安全の見守りということで役に立っているのではないかというふうに思っております。さらに、本年度はみんなの見守り隊ということで、皆さんを、約1万2,800人ぐらい現在高齢者はいらっしゃるわけですが、その全部というわけにはいかないでしょうけど、これは65歳以上ですので、もっと高齢の方々を中心に見守りの体制を整えたいということで、私たち市の職員も頑張っておりますけれども、議員の皆様にもぜひ御協力をお願いしたいということでお願いをしたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

数字は先ほど私も紹介しましたね。配食サービスはどういう人たちを対象にやっているんですかと。若干減っていると言いますが、若干どころじゃないでしょう。合併以前と合併後に比しますとね。だから、おのずと配食サービスの対象者というのは内部で検討されているでしょう。それは答弁抜けていますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

最後に、道路行政について質問を移していきたいと思います。

この道路危険箇所調査表というのが各区に回っていますね。そこそそ役員会を開いたりして、自分たちの区の行政区内でどこが危険箇所なのかという調査をしたり、話し合いをしたりということでやられているわけですが、論議されているわけですが、これは市のまちづくり部に届いたんですか、総務課に届いたんですかね。そこで、時間がないので、平原梅林線、いわゆる34号線に接続をして、そして梅林を通過して小鳩の家に通じて県道

につながっていく。この箇所を越えた時点、S字カーブが連続しているんですよね。最近の事例では、砂防ダムができてからガードレールがなかったですもんね、下に転落した事故がありました。その後、ガードレールをつけてもらいました。もう1つは、本当に最近ですけれども、峠のところで軽乗用車が横転するという事故もあっています。一番厳しいのは競輪場の上のほう、一番カーブが大きいところ、あそこのガードレールを見ましたら、ああ、これは確かに事故の跡だなと思うのがガードレールを見ると4カ所ぐらいあるんです。あそこのカーブがカットできないのか、もちろん地権者がおられますから一概にはいきませんが、幾らか見通しができるような措置ができないのかというのが1つ。

もう1つは、小鳩の家のあそこの道路、大型車が通れないように狭くなっていますけれども、ここにたん停止を必ずせにやいかん。もちろん学校の先生が見守ったり、PTAの人が見守ったりしていますよね、登下校の時間帯には。どういう状況かということ、私もあそこでカウントしたことがありますけれども、大体朝7時から8時過ぎの間に300台近く集中して車が通っています。これは、北永野四十九重線、これが市道になって、そこを通過して、あるいは平原のほうから通ってきて、そして県道武雄鹿島線につないでいく。本当にそういった意味では多いですよ、夕方と朝はですね。そこはどういうふうに対策をとられていくのか。カーブのカットができないのかということと、そして小鳩の家のところの対策ですね。そこは園児、保護者が歩いて通ることがありますので、横断歩道の場所を変えてほしいという意見も上がってきております。

それから、34号線につながる平原のところ、あそこは停止線がないんですよね。双方から入ってくる。御船山楽園のほうから入ってくる。そして、34号線から上りがおいてくる。かなりオーバーランしながら、かなり危険なことも私も経験をしております。その3カ所について通告をしてございましたけれども、どういう対策をとられるのか、答弁いただきたいと思っております。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

議員御指摘の市道平原梅林線でございますけれども、何カ所かカーブがありますけれども、一部落石の被害が予想される箇所がありますので、今回、9月議会でその分は補正をお願いしまして防災工事を予定しております。危険箇所、競輪場の事務所の裏付近のカーブですけれども、そのカーブのところをとるとなると莫大な費用を要しますので、予算の範囲内ではありますけれども、応急処置等で、区画線等で注意喚起等できないか、うちのほうで検討をしてみたいと思っております。

それと、小鳩の家のこちらの武雄側の出側のほうですけれども、そこについては、以前、信号の話等もありましたけれども、信号設置につきましては市内で要望箇所もたくさんござ

いまして、公安委員会のほうで優先順位などをつけて対応されておりますけれども、そこら辺、地元調整のほうがつけば、公安委員会のほうに要望をしていきたいと思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

やっぱり一番心配なのは朝の時間帯、子どもたちの通学に使っていますからね。本当に私も経験していますけれども、車が来ていないと一たん停止しないで武雄神社のほうに抜けていく。皆さん忙しいから信号のないところを選んでずっと来られるんですよ、平原方面からも、川登方面からもですね。だから、そういう意味では、武雄区の人たちも心配しているのは、登下校時に児童・生徒、自転車の通行が多い。停車線で必ず車がとまるような手だてをお願いすると。通園のための保護者、子ども、園児、この人たちが横断歩道を2カ所渡らなきゃいかん。それを手前のほうに、市役所寄りに移せば、もう1カ所つくれば、車もストップするでしょうね。学校の先生も大変ですよ。朝の時間、そこで安全指導をやっているわけでしょう。地元の人たちもやっているわけですがけれども、そういった意味では、ぜひ急いでやっていただきたい。もちろんあそこに信号ができれば一番いいわけですけど、時間帯で信号ができないのかということなども指摘をしておきたいと、早急な手だてをとっていただきたいと思えます。

いよいよ最後の、時間ありませんので、一般質問を終わるに当たって、最後に指摘をしておきたいということがあります。

この間、何十回となく市長は市民の皆さん方に訴えると、訴訟費用の問題のことなどを含めてですね。じゃ、何でそういうことになったのかということの時系列に見ますと、これは平成19年、それ以前から、いわば民間移譲の計画が水面下で動いていて、19年の12月議会で和白との接触をここで認められたと。それからですよ、ずっと動いてきたのは。ですから、ずっと振り返ってみますと、この住民訴訟を起こした原因というのはまさにそうだと思います。そうでありますから、起こされた側が市民の皆さん方に申しわけないという立場に立つことが大事じゃないかということが1つです。

9月8日の市長のブログを見ましたら……

○議長（牟田勝浩君）

平野議員……

○25番（平野邦夫君）（続）

時間ないですね、はい。そのことを指摘しておきたいというふうに思います。答弁要りませんので、ぜひそのことは心得ておいていただきたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（牟田勝浩君）

以上で25番平野議員の質問を終了させていただきます。

次に、17番吉原議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

午前中もあと20分でございますけれども、大変皆さん方お疲れの中と思いますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから政和クラブ、吉原武藤の一般質問を始めさせていただきます。

今回は、第1点目、消防行政について、第2点目、景観、屋外広告物について、第3点目に雇用促進住宅について、以上3点を通告いたしております。

7月16日に最高気温が武雄で31度が観測されてから、30度以上の日が7月に16日間、8月に29日間、9月に入ってから大変な猛暑が続いているところでございます。武雄市では、8月19日、20日36.5度、そして21日も36度、これまで私たちが余り経験したことがないような大変暑い日が続いております。8月は気温が30度以上の日が29日間、30度以下が2日間、そのうち35度以上の日が8日間も記録をされております。8月20日まで熱中症の疑いで救急車で搬送された人が全国で3万人に及んだと言われております。武雄市では、7月、8月、救急車の出動件数と熱中症の疑いがあると思われる搬送人員について、以上2点を質問させていただきます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

救急車における搬送人員は、まず私からお答えをしたいと思います。

これについては、武雄消防署管内における救急出動件数、熱中症患者数、7月、8月ですけれども、平成22年におきましては熱中症患者が35件ございました。そのうち全部で、（パネルを示す）これが総数なんですけれども、ございます。そのうちの赤の部分が新武雄病院なんです。ですので、この割合からすると、平成19年、これが最後の市民病院だったんですけれども、総出動件数391件のうち武雄市民病院は111件。平成22年が56.7%。今、直近の数字で、しかもふえていると。19年は28.4%というふうに言われています。先ほど平野議員から御質問があつて、水面下で云々かんぬんとか、新武雄病院は本当に一生懸命頑張っているんですね。非常に何か私はリコールを受けたり、いろんなことを起こされて、さらされて、ここまで来てまいりましたけれども、リコールを受けてよかったです。そのおかげで、これは管内どころか、よその皆さんたちの、例えば、救急レスキュー隊の方々が同情です。実際使ってみたら本当によかったということでもありますので、やはりこれは黒岩幸生特別委員長が救急の再開をすべしだということで、まことをもってこの数字にあらわれているということで、ぜひ市民の皆様方にも共有をお願いしたいと、このように思っております。

そういった意味で、じゃ、これで十分対応ができていくかということに関して言うと、やはり場所の問題、旧市民病院の今の場所の問題があります。それが今度6月から新たな機材が入って新しい病院になるといったときには、今以上に対応ができるというふうに私どももドクターから聞いておりますので、本当に武雄は恵まれているということを声を大にして言いたいと思います。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

この資料をいただきましたけれども、大変な出勤回数だと思います。平成19年に出勤件数が391件、これは7月、8月ですけど、ことし22年度には7月、8月で432件という大変な数字、これだけやはり気温が高かった。そしてまた、この裏には熱中症で死亡した人もかなりいらっしゃるんじゃないかというふうに思います。佐賀県については3名とか新聞報道がされておりましたけれども、武雄市にもいらっしゃるんじゃないかというふうに思うところでございます。

そして、9月3日に佐賀市で36.4度を記録したと。これは佐賀市ですけども、9月の佐賀市としては1903年に記録した観測史上最高の気温に107年ぶりに並んだという記事が載っております。9月に入りましてからも35度前後の厳しい暑さが続いております。各地でこれからは運動会が多く予定をされていると思います。熱中症等が大変心配をされておまして、これからも救急車の出勤回数というのは大変大幅に増加するのではないかと危惧をしているところでございます。

現在、杵藤地区消防署では206名の署員さんがいらっしゃると思います。佐賀県では7消防本部があります。この7消防本部の統合について質問をさせていただきます。

平成18年6月、消防組織法の改正によりまして、佐賀県におきましても平成19年度、佐賀県消防広域化推進計画が策定をされ、翌平成20年度に広域消防運営計画の作成がなされていると思います。平成24年度中に消防の広域化の実現で作業が進められていると思います。このような中で、佐賀県では県の検討委員会を平成19年8月31日に立ち上げ、検討されていると思います。その検討委員会の開催された回数、またそしてその内容の進捗状況とかをお尋ねさせていただきます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

議員御指摘のとおり、県は平成19年8月、管理者、有識者等をつくる検討委員会を立ち上げて、検討委員会を今まで2回、平成19年8月31日並びに19年12月21日に開催をしているん

ですね。いろんな案を提案し、各消防本部、各市町との調整が今行われているんですけども、今、はっきり言って進んでおりません。私ども杵藤広域圏では、消防団の副団長の末藤議員を中心として、お知恵を結集して行っておりますけれども、末藤議員の深い見識でまた本部に投げかけてまいりたいと思っているんですが、やっぱり私も最初は一本化がいいなと思っていたんですね。ですが、やっぱり現場の話を知ると、今のままだでもいいんじゃないかと。それともう1つ、一本化になると、うちから拠出金をまた多分プラスアルファで出さなきゃいけないんですね。これは平野議員にもお答えいたしましたけれども、交付税算入ができる一般財源とできない財源というのがあって、これは交付税算入はされない。となると、—————〔発言取り消し〕—————住民訴訟の問題でどうしても財政負担が伴うということでもありますので、そういったことからして、その財政負担とにらみ合いながら、もう少しここは意見収集の必要があるのではないかということをも末藤議員がおっしゃっていただきましたので、それに従ってまいりたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

私、この質問は以前にも1回させていただきましたけれども、今、市長の答弁の中には、これまで2回あったと。数年前にも質問したときも2回あったというようなことで、全然進んでいないなというふうに思うところです。

私、手元に資料ありますけれども、佐賀県の構想というのは4つの案が示されていると思います。この4つの案が示されておりますけれども、これまでの2回の会議の中で、この広域化の4つの案というのは一回もまだそこまで会議で進んでいないということでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は杵藤広域圏の管理者でありますので、さまざまな消防団、これは当時、大坪団長なんですけれども、いろんなアドバイスをいただいて、それで理論武装をして臨んだと。そのときに、私たちとしては、基本的にやっぱりメリット、デメリットあるんですね。今のままでいくのがいいのか、広域化していくのがいいのかというのは、これはどっちもメリット、デメリットがあります。その中で、我々がやっぱり注視していたのは佐賀市の動向なんです。佐賀市がシステムをつくったばかりで、ちょっとやっぱり一本化は厳しいだろうということを秀島管理者がおっしゃっている。そして、神埼市長の松本管理者も、神埼もやっぱり佐賀市の意向を見なきゃいけないということで、段階的に進めたいということで、かなり検討委員会の中でも温度差があって、それでなかなか進んでいないという状況下にあるかと思

います。そういった中で、これは今後、末藤議員とよく連携をとってまいりますけれども、私どもとしてはどうすればいいのかと。ただ、先ほど申し上げたとおり、訴訟でお金がありませんので、今のところ我々としては積極的なアプローチはせずに、その進捗状況を見守るという観点が求められているのではないかなというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

武雄市は平成18年に1市2町で合併をいたしましたけれども、この合併のときも、もし合併をしなかったらペナルティーがかかるのじゃないかというような話まで流れたところです。このようなことで、これは平成18年に消防組織法の改正でこういうふうな合併の問題が出てきているわけでございまして、もししなかった場合には国からのペナルティーとか、そのようなものがあるのではないかと、こう心配をしているところでございますけれども、確かに私も消防団、40年ほどいましたけれども、消防署とのおつき合いも大変長くさせていただきました。そのようなことで、私も合併には余り乗り気ではありません。というのは、やはり消防というのは、消防署とその組織というのは地元にも密着をしているわけですので、救急車の場合でも一緒ですけれども、やはり地域を知らなくてはいけないというのが第一だろうと思います。そのようなことで、私もそう乗り気ではありませんけれども、やはり国が決めたことにペナルティーでも科せられたら大変なことだなという思いです。その辺のことで、そういうことはないのでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私も総務省におりまして、消防組織法は官房にいたときに審査をしたことがあるんですけど、ペナルティーという話は初めて聞きました。実際、これはペナルティーをすることになると、私も訴えられていますけれども、これは恐らく国は訴えられることになると思いますので、そういう非合理かつ不合理なペナルティーというのを国のほうから言うとはとても思えません。そういった中で、私としては何がやっぱり求められているかといったことについて、これは国保もそうなんですけれども、やっぱり今の消防のオペレーションというのを、機能というのを存続せしめる必要があるというふうに認識をして、これは杵藤広域圏の中に非公式に吉川議員と末藤議員と私どもで今話をしておりますけれども、どういうふうにして、やっぱり存続という観点も必要だろうということで、私たちは杵藤広域圏の中でもう一回取りまとめをしたいというふうに思っております。寡聞にして、そのペナルティーというのは少なくとも私自身は知る由もありません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

私が心配しているだけのことであって、そういうことはないということでございます。

次に、住宅用の火災警報器について質問させていただきます。

火災警報器の設置は平成16年に義務化されまして、新築の住宅につきましては、平成18年6月1日から施行になっております。既存の住宅につきましては、県内全市町が条例で平成23年の5月31日までに設置をするということが決まっております。

8月21日の佐賀新聞の報道でございましたけれども、県内の住宅用火災警報器の普及率は44.6%。これからことし、これは6月現在でございますけれども、武雄市内の普及率がどのようになっているのか、そしてまたその対応はどのように行われているのか、以上2点をお尋ねいたします。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

火災警報器の設置の率でございますが、武雄市におきましては7月31日現在で36.8%、これは杵藤の消防本部の調査でございます。ですから、県内平均よりも低くなっているということでございます。そういうことから、来年5月31日まででございますので、頑張っておPRしたいと思っておりますが、既に武雄市では65歳以上の高齢者世帯に無料で配付をして設置しております。これは平成21年度の火災予防週間でございました。それから、市営住宅につきましても平成19年度から設置をいたしております。そのほかに、各種の啓蒙活動も行っております。これは6月議会でもお話ししたかと思いますが、今度の秋の火災予防週間に合わせて、区、あるいは消防団と連携して共同購入を進めていくようにしたいというふうに思いますし、また改めてPR活動も行いたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

質問の途中でありますが、議事の都合上、午後1時20分まで休憩いたします。

休	憩	11時59分
再	開	13時20分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

午前中に答弁いただきましたけれども、火災警報器につきましては、武雄市は36.8%というようなことで、県の44.6%よりも7.8ポイントぐらい低いわけですね。このようなことで、

ここに資料がありますけれども、これは平成18年の資料です。全国で1,187人の焼死者についてですね、焼け死んだ人の中で、逃げおくれで死亡した人が759人ということで、全体の63.9%、約64%が逃げおくれということで資料があります。この逃げおくれというのは、やはり警報器がついていたら、恐らく助かっているのではないかと。火事です、火事ですとか、ブザーが鳴ったら逃げるのができたんじゃないかなろうかというようなことで、非常にこの警報器を推進をされているわけであります。そのようなことで、答弁では、この秋の火災予防運動の中で、しっかりとそのPR活動をして、推進をしていくという答弁をいただきました。ひとつぜひ、100%はいかないと思いますけれども、その設置向上に力を入れていただきたい。特に消防団の方が主になって推進をしていただくものと思いますので、ひとつよろしく御協力のほどをお願いしたいというふうに思うところでございます。

そして、先ほどの答弁の中で、65歳以上の方に無料で配付をしたと。この65歳以上というのは独居老人の65歳以上なのか、家族5人暮らしで、1人65歳以上がいたら無償でしたのか、そこら辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

先ほどの答弁の中で若干わかりにくかったところがございますので、再度申し上げます。

21年度秋の火災予防週間では、65歳以上の高齢者のみの世帯について無料で配付をいたしております。ということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

21年に65歳以上の方ということでございます。

そして、もう1つですけれども、平成19年に市営住宅に全戸配布をしたと。これは武雄市には877戸の市営住宅があると思いますけれども、そのとき和田住宅は改築の予定がありますけれども、この19年に予定の改築があったのかなかったのか。そして、この全877戸に配布がなされたのかですね。そのとき和田住宅がもう改築をするということになっていたらできていないか、その辺がどうなっているのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

和田住宅については、市の事務事業計画の中で多分、計画として将来計画するということに織り込まれていたというふうに思います。（「答弁に多分とかだめ」と呼ぶ者あり）事務事業計画の中で改築を織り込んでいたというところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

改築が織り込まれていたということになれば、一応その配布はしたわけですね。どうですか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

全戸設置しておりまして、平成22年度、ことしの8月で完了ということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

ことしの8月で全部完了と。あれはまた取り外して、次の住宅にも設置することができるわけですから、それは結構だと思います。

では、次の問題に移りたいと思います。

次に、景観について質問させていただきます。

佐賀県では佐賀市、唐津市、武雄市、嬉野市及び小城市の5市が県と協議、同意を得て、景観行政団体になっていると思います。これはどういうものか、そしてまた、協議、同意ができていない5市10町の自治体についてどのような対応がなされるのか。そして、武雄市の景観計画区域は、どのようになっているのか、以上3点をお尋ねいたします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

景観行政団体についてのお尋ねでございますけれども、現在、県内の、先ほど議員おっしゃいましたけれども、景観行政団体といたしましては、佐賀県、佐賀市、嬉野市、唐津市、小城市、武雄市の6団体であります。

残る5市10町の団体につきましても、佐賀県美しい景観づくり条例及び佐賀県美しい景観づくり基本計画に基づき、景観の啓発活動として、景観シンポジウムや景観ワークショップなどの開催を呼びかけて行われておるところでございます。

それともう1点、武雄市の景観区域の計画ですけれども、武雄市では個性と魅力ある景観が市内随所に存在しております。これらのことをすべて大切に守るべきということで、これらの景観を拠点として、周辺地域と一体に景観の保全、継承をしていくために武雄市景観計画区域を全市域としているところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

そしたら、県と協議をして、景観行政団体になっているところ、協議ができているところ、できていないところもみんな同じような取り扱いになるということで理解していいですか。——はい。

それでは、私、景観、景観と言いますけれども、私は景観と思ったら、ぱっと見た目がいいのが景観かなど。いつも私、昔からよく年寄りの方から言われておりましたけれども、汽車で我がふるさとに帰ってくるときに汽車の窓から御船山が見えたら、ああ、故郷に帰ってきたんだなと、地元に戻ってきたんだなというのが大変印象強いというふうに聞いておりました。そのようなことで、私は、景観というのはそのようなことを言うのかなということで思っておりますけれども、この景観というのは、どのようなものかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

武雄市で制定しております武雄市景観計画の中にも記載しておりますけれども、景観とは山、川、季節などの自然的要素や道路、公園、建築物などの人工的要素、また、音や光、薫りなども含む地域の歴史や文化、人々の営みなどの重なり合いなどを感じることができる眺めが景観であるとして載せております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

わかりました。私もこれまでは景観、景観と言ったら、やっぱり見て、ああ、きれいだなというのだろうと思っておりましたけれども、今答弁の中に、音や光、薫りというようなもので、要するに景観というものだという答弁をいただきました。

ここで音や光というのがありますけれども、実は、私は朝日町でございますけれども、ここの8月1日からだったと思いますけれども、JA朝日の屋上にありますサイレンが、8月1日からサイレン吹鳴がされておられません。今ここで音や光ということを知ったものから、このサイレン吹鳴とこの景観との関係が何かあるのか、音が、その人の考えようでしょうけれども、サイレンがうるさいとかいう人もあります。また、私は、サイレンが鳴らないから、サイレンが鳴ったら、ああ、今、朝6時だなど、昼12時だなど、夕方6時だなどということがわかりますけれども、そこら辺の関係がこの景観と何か音について関係があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

景観は英語で言うと、ラウンド・スケイプ。したがって、身の回りの、通常言えば、例えば、今の周りの景観の音というのはコオロギの音であるとか、風のさやけさとか、そういったことを指しますので、そのサイレン云々と景観というのは、私は全く関係ないというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

それならそれで結構でございます。私は、ただ、この条例を見て、そういうふう感じたわけございまして、もしこのサイレンとの関係があったならば、サイレンはやはり今時刻を知らせる、もちろん防災無線ができて、メロディーによる周知がなされているようでございますけれども、もちろん緊急な場合には鳴ると思います。そしてまた、火災予防運動の期間中になりますと、私が消防にいるときには必ず夜9時にサイレンを吹鳴をしておりました。これを、このサイレンを聞いて、もう一度火の元の点検ということで、私もサイレンとのかかわりがずっとあったわけでございます。そのようなことで、この質問をしたところでございます。

そこで、次に景観計画重点区域というのがありますけれども、どの区域なのか、お尋ねをいたします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

景観計画重点区域のお問い合わせでありますけれども、武雄では武雄温泉保養村周辺と山内町の黒髪山周辺の2つの地区を位置づけております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

この計画重点区域内に、いわゆる黒髪山周辺、そして、武雄温泉保養村付近というようなことで、この条例が施行後に開発、改築等の届け出対象行為はあったのか。

そして、景観審議会の設置が示されておりますが、審議会の委員は何名で構成をされているのか、そしてまた、これまで何回ぐらい開催をされたのかをお尋ねいたします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

今までの届け出の問い合わせでございますけれども、武雄温泉保養村におきまして、旧アネクスの改修の件のときですけれども、色彩の変更の届け出が1件あっております。

それと、景観審議会の構成メンバーですけれども、佐賀大学の三島先生のほか8名で審議会のメンバーを構成しております。

それと、平成20年5月1日に立ち上げておりまして、これまで5回ほど開催をしております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

届け出が1件あったということで、もう5回も審議会開催をされているんですね。

そしたら、次にお尋ねですけれども、この景観条例を平成20年7月1日に施行がなりましたけれども、今2年が経過をいたしております。この景観の計画の期限はいつまでなのか。そしてまた、途中で、先ほど黒髪山周辺、そして、保養村周辺という2カ所がありましたけれども、何らかの情勢で変化する可能性があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

最終目標年度といたしましては、平成28年度を目標年度としております。そして、途中で変更可能かという問い合わせでございますけれども、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を見ながら、柔軟に変更修正は可能と考えております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

28年度までということでございますけれども、計画変更についてもあるかもわかりませんということでございます。

では、次に、屋外広告物について、質問いたします。

屋外広告物の新たなルールが今年4月よりスタートをいたしております。主な改正内容について、お尋ねをいたします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

条例改正の主な改正点5つほどありますけれども、まず1つ目といたしまして、許可区域の変更といたしまして、知事が指定する道路や鉄道の周辺を許可区域としていた線的規制から、佐賀市を除く県内全域を禁止区域と許可区域に分類し、面的規制に変わったというところ

ろが1点目でございます。

2点目に、面的規制に伴い、禁止区域が追加されております。例えば、黒髪山自然公園とかですね。

3点目に、これまで適用除外でありました自家用広告物につきましても、一定規模の面積を越えて掲出する場合は許可が必要となったというところでございます。

4点目といたしまして、公共用広告物の取り扱いの変更として、国や地方公共団体が設置する場合、協議が必要となっております。これまで適用除外でありましたけれども、公共団体については許可、申請が必要となったところであります。

そして、5点目といたしまして、特例地区の創設として、地域の独自性を持たせるために、市町と県との協議により、許可基準の弾力的な運用が可能となったところが改正点でございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

5点が今回新たに改正されたということでございますけれども、1点目は禁止区域の追加というようなことでございますけれども、2点、3点、4点、5点目。2点の線的規制から面的規制、それから、3点目の自家用広告の許可の必要性、それから、4点目ですけれども、公共的団体も許可が必要と。そして、5点目、特例区の設定ということでございますけれども、これ一つ一つ説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

まず、2点目の線的規制と面的規制の違いでございますけれども、線的規制とは、知事が指定した道路、鉄道の周辺等で、例えば、国道34号線の東部開発の区域では、案内誘導広告物、道路の端から100メートル未満の区域で2平米以内が許可基準でございました。それ以外の広告物は、100メートル以上の区域で、30平米以内が許可基準となっております。いわゆる道路や鉄道によって許可区域が区分されておりましたけれども、今回の改正で面的規制、佐賀市を除く、先ほど申し上げましたけれども、佐賀県内禁止区と許可区域を区分しております。さらに許可区域内を第1種許可区域と第2種許可区域に分類しております。道路や路線にかかわらず、面的に区域を定めているところでございます。

それと、特例地区の件ですけれども、地域の独自性に基づく景観形成を支援するために現在定められている認可基準を、その地域の実情や独自の取り組み方針によって、柔軟に変更することが可能となったところでございます。

ただし、県との協議上、佐賀県美しい景観づくり審議会に諮問され、その点は承認されな

ければならないとなっております。（「公共団体。公共団体も許可が必要か」と呼ぶ者あり）

はい。大変申しわけありません。公共団体の看板の取り扱いについては、県との協議になっておりますけれども、許可が必要となっております。今後、柔軟な対応を行うということで県のほうからも回答を受けておりますので、事案が出てきた時点で随時相談するように、県のほうからは連絡を受けております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

市長さんにお尋ねしますけれども、きょうは9月10日でございますけれども、きょうは9月10日は何の日か御存じでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は住民訴訟で頭がいっぱいで、きょうは原告側が求釈明の申立書に対する回答日だということで、これを守ろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

きょうは9月10日、屋外広告の日でございます。私も、市報の9月号を見て初めて知ったわけでございますけれども、この市報の中にはこういうことを書いてあります。9月10日は屋外広告の日ですと。立て看板や張り紙、広告塔などの屋外の広告物には、設置や維持管理をするためのルールがあります。市内で屋外広告を出すときには、原則として武雄市長の許可が必要です。屋外広告物は、佐賀県屋外広告物条例で大きさや設置の基準等が定められています。美しい地域づくりのために、ルールを守って屋外広告を掲出しましょう。9月10日は屋外広告の日でということですね。この事業として、違法な張り紙や立て看板など、簡易広告物の除去活動を行い、違法な広告塔などを設置している設置者に対し、是正指導を行いますということで、きょうは恐らくパトロールがいていると思います。そのようなことで、どのような体制できょうやっておられるのかですね。市の職員でやっておられるのか、お尋ねします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

午後からではございますけれども、都市計画課職員でパトロールをしております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

この屋外広告物というのは、その種類によって非常にわかりづらいところがあります。そのようなことで、きのうの上田議員の一般質問だったと思いますけれども、国体選手あたりを大々的にPRしていくというような質問があっておりました。今ですね、朝日小学校の体育館の前のフェンスに、武雄中学校女子剣道部が、島根県で開催をされた全国中学校剣道大会に出場、また、9月19日に大阪市で開催されます全日本都道府県対抗少年剣道優勝者大会に出場する朝日町出身の選手3名の名前入りの看板が設置をされております。

これは地元の剣道連盟の方が、激励のために看板を設置されておりますけれども、大変な励みになっております。この間は、全国大会でのベスト8というのは、この議会でもお話があっておりましたけれども、ベスト8というのはどういうものですかと聞いたら、5位だそうでございます。全国5位の成績だったそうでございます。そして、健闘をされておまして、また、8月29日には、佐賀市で開催をされました大麻旗争奪剣道大会でも、見事武雄中学校の女子が優勝をなし遂げております。このような激励看板が本日、広告の除去活動で是正指導を受けるのではないかと、許可申請が必要になるのではないかと、非常に心配をいたしておるところでございますけれども、私、きょう帰りを見て、ああ、なかったというたら、ちょっと寂しい思いがしますものですから、この看板についてどのような対応になるのか、許可が必要なのか、必要ないのかお尋ねします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

先ほど議員お尋ねの、学校側が学校の敷地内に設置する場合は適用除外と。学校の敷地以外の場合は武雄市のほうと協議をお願いするということになっております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

安堵しました。帰っても立っているということですね。

私、交通安全の仕事をさせていただいております。私は、ことしの7月2日に交通安全の会議がございました。その会議の中で、改正佐賀県屋外広告物条例に関する質疑事項の文書が配付されました。武雄地区交通安全協会が設置している交通安全ののぼり旗を、夏の交通安全県民運動期間中、9支部あります。全部のぼりを撤去するというので支部長さんの意見の一致が見ました。このようなことで、この7月21日から30日までの夏の交通安全県民運

動にはのぼり旗が立っていなかったと思います。一部では立っていたかも知れませんが、わかりませんが、

これはなぜ外したかというのは、許可申請をして、許可手数料を1本210円払わなければいけないという県からの説明があった。すると、この9支部、武雄市全域ですけれども、約1,000本近いのぼり旗が立っております。計算しますと、21万円ぐらいかかります。こういうことでのぼり旗をみんな撤去をしたところです。これが、こののぼり旗、これ啓発運動ですけれども、これが本当にこののぼり旗を立てることによって、市民に交通安全の意識が私には上がっていると思うわけですね。この条例、やはり県の条例があって、市の条例があるわけですから、逆らうわけにはいきませんので、一応撤去をいたしました。これで一番おしかりを受けたのは、ある支部長さんからですけど、もう食ってかかられました。私たちはボランティアでやっているのに、何でここまですつとかと。いや、これは条例やけん仕方なかですよ。今から何らかの形でお願いをして、設置をされるようにみんなで努力をしましょうということで、その場はおさまったところでございますけれども、このような問題について、市としてはどのような考えをお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

議員お尋ねの交通安全等ののぼり旗の件でございますけれども、議員おっしゃいますように、佐賀県より6月23日付で、県交通対策協議会に対し、許可申請が必要という回答がされておりましたけれども、県内いろいろなところで問題が起きたようでございまして、8月30日、県のほうからですけれども、県下一斉の取り組みで公共性が高いとの理由で、市との共同実施主体とすることにより、協議で可能ということで通知を受けたところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

ここにパネルを用意しました。（パネルを示す）今言ったのぼり旗がこれです。こっちは違いますけれども、こののぼり旗です。これは、今度の夏の交通安全県民運動には適用されていませんでした。この人は、これは大変いいことだから、啓発活動になるから外さんと。それはまだ猶予期間もありますから、それはいいとして、これがです——これは東川登です。これが私は景観との関係とかなんとかで悪いとは私は思いません。しかし、これがいけないということは、これは道路敷地内なんですね。要するに、ここは東川登の駐在所ですけれども、この歩道は3メートルあります、こっちに。歩道の3メートルの先に、ちょうど道路じりにガードパイプが立っております。このガードパイプにこののぼり旗を立ててあるわけですね。

恐らく道路じりですから、これも今部長から答弁ありましたけれども、協議でいいということになりましたけれども、これ協議して許可になる可能性がありますかね。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

先ほど申しましたように、公共性が高いということで協議で可能、手数料は要らないと思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

協議でいいということではございましたけど、設置したらできない場所、道路上ということで、これは道路上とみなさなくてもいいということですか。ガードパイプに立てておるわけですよ。ほとんどですね、武雄市内で立てているところは、このガードパイプに立てているわけですよ。ガードパイプというのは、道路の一番のりじりのところにあります。これが、いわゆる規制の道路敷地内だから立てたらいかんというのが、見解がそれでいいのかいけないのか、もう一度お願いします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

手続的には協議でいいと先ほど申し上げましたけれども、そういう構造物、管理所有者がおられますけれども、道路ならば道路、市なり県なり、その構造物に添加される場合は当然協議が、管理者とですね、必要かと思えます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

ここにちょっと、これは朝日町の中野の国の重要無形民俗文化財の看板です。（パネルを示す）これ看板ですけども、非常に大きな看板です。これはすばらしい、これはことし東京のNHKホールでテレビにも出ましたけれども、その荒踊りのPRです。PRを兼ねた子どもたちの安全・安心推進のまちということで、防犯の看板でもあります。そしてまた、もう1つは、地域をあらわす、ここは武雄市朝日町中野区ですという、その地域のPRもしてあります。なぜかという、なぜこれを書いたんですかと区長さんに聞いたら、9月23日、奉納の荒踊りをすると。遠くから、あらゆるところからお客さんが見えるということで、ここに設置をして、そして、中野の荒踊りがあっている場所はここですよというのを目印にしてあります。今回の、要するに改正では、これに許可が必要、許可が必要で、許可をするに

は許可手数料というのがあるということになっていますね。これは許可が要るのか、手数料が要るのか。もちろん、許可が申請をしなくてはいけないということになりますと、許可手数料ですからお金が必要だと思いますけれども、これが要るのか。そしてもう1つこっち。これは「不審な人、不審な車見かけたらすぐ110番」、「朝日町防犯協会」、「武雄警察署」と書いてあります。こういう看板が許可が必要なのか。許可申請が必要なのかというのをお尋ねします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

再三答弁いたしておりますけれども、公共性の高いものについては、許可ではなくて、ワングレード下がって協議ということになりますので、そういう意味で公共性の判断といたしますれば、私どもが設置権者である場合は公共性を認め、特にこの中野の荒踊りについては私もよく区長さんと話をし、小さいころは吉川議員とか山口良広議員に連れていかれましたけれども、そういう我々の地域の誇りもありますので、それは広く解釈をしないと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

大変うれしい市長の答弁をいただきましたけれども、恐らく協議でいいようになると思います。

しかし、私がここにいただいている、改正佐賀県屋外広告物条例に基づくのぼり旗の取り扱いについてという書類をいただいているんですね。のぼり旗については、協議から許可に変わりましたよというのをいただいたわけです。ですから、これ私が非常に心配しているのは、ここなんですよ。

これはですね、4面あります。1、2、3、4面ありますけど、全部で31.28平米あります。これを料金、要するに手数料、許可申請の手数料で計算をしますと、7,600円かかるんですね。7,600円かけて許可をもらわにやいかんのか。今市長おっしゃいましたけれども、恐らく協議でいだろうということですから、それはもう大変喜ばしいことですが、これを本当に年間7,600円も取られたら区は大変です。ですから、ぜひ協議でいいような格好で。これもやっぱり公共性はあると思いますよ。もちろん国の重要無形文化財ですから、そして、子どもたちの安全・安心を願ってこういう看板を立ててあります。この看板については、土地改良区からちゃんとした目的使用等の契約書ということで、契約も武雄東部土地改良区と、そして中野区長の緒方区長との間で契約が結ばれております。ですから、所有者については何ら問題はないと思います。ただ、市が条例で、要するにそういう協議でいいで

すよということになれば、もう手数料は必要ないわけですから心配することはないと思いますけれども、やはりこういうのはぜひ推進をしていただきたいということで、こうして質問をしたところでございます。

(パネルを示す) せっかくつくってきたものですから、先ほど公共性の高いものは協議でいいというふうになりましたけれども、これ、「交通安全運動実施中」というのと、「夕暮れどきには早目に点灯しよう」という看板です。これも非常に公共性が高いと思います。ですから、やはり協議して、ぜひ啓発活動に、これからも役立てていきたいというふうに思いますので、ぜひ協議でできるようにお願いをしたいというふうに思うところでございます。

(パネルを示す) そしてもう1点、これは今度新しくできた朝日保育所です。朝日保育所のここがちょうど出入り口になります。そして、ここは国道498号線を高橋のまちの中から川上のほうに抜ける道の一番カーブのところの一番よくこれまで車が突っ込んでいたところにこの看板を立てております。「徐行」、「保育園あり徐行」と書いてあります。これも今、執行部がおっしゃったとおり、この敷地内は保育所の敷地は武雄市の所有ですね。そういうことですから、こういうのをやはりぜひ、私が今言ったように協議でお願いしたいというふうに思うところでございます。ひとつよろしく市当局にお願いをするところでございます。

では、これで屋外広告物については終わらせていただきます。

次に、雇用促進住宅について、質問をさせていただきます。

武雄市では現在、877戸の市営住宅を管理されております。平成22年度からストック計画が示され、今年度より平成25年度までに和田住宅の建てかえ、次が大野住宅の建てかえと聞いているところでございます。私は平成21年3月議会で、独立行政法人整理合理化に伴う雇用能力開発機構、いわゆる朝日町中野にあります雇用促進住宅でございましてけれども、市長は5,400万円で機構から買い受けをすると、大変うれしい答弁をいただいたところでございますけれども、その後、機構から、やっぱりこの話はなかったことにしてくれと言われたという答弁がありました。その後、どのような経過をたどっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私、「やっぱりなかったことにしてくれ」という答弁をいたしましたっけ、議事録で。私ちょっと議事録を自分でも精査したんですけれども、「やっぱりなかったことにしてくれ」というのは、すみません、ちょっと私が議事録の精査を、不十分かつ不完全かもしれませんが、そういうことを言っておりましたでしょうか。もし言っていたとしたら、それを踏まえて答弁させていただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

私、ちょっと今ここ手元にはないですけども、議事録を精査して言っているつもりです。ですから、これは相手があることですから、幾ら武雄市が買うと言ったって、機構が売らんと言ったらどうもできんわけでございますから、そこら辺について、機構からその後どのような進展があったのかですね。あったのかなかったのか。なかったならなかったですから、相手があることですから仕方ないことですから、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（牟田勝浩君）

山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

お答えいたします。

機構のほうからは何の音さたもあっておりません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

大変失礼なことだと思いますよ、機構についてはですね。武雄市には買ってくれと言っておいて、何もその後がないというのは。

あそこの住人ですね、武雄市が買うということになって大変喜んでいらしたんですよ。やはりあの後、あそこに入居をされている住民の方は大変不安だろうと思うわけですね。やはり武雄市が買ってくれるんだということで、大変安心して生活をされていると思いますけれども、それがその後途切れているということになりますと、本当に不安がいっぱいだろうというふうに思います。これは相手があることですから、こっちから売っていく、売っていくと言うわけにはいかんでしょうけれども、入居者の安心になるような何か対策をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（牟田勝浩君）

以上で17番吉原議員の質問を終了させていただきます。

ここで議事の都合上、5分程度休憩いたします。

休 憩 14時9分

再 開 14時18分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番吉川議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。12番吉川議員

○12番（吉川里已君）〔登壇〕

自民党政策研究クラブの吉川でございます。ただいまから一般質問に入りたいと思います。

今回の質問につきましては、さきに行われました市議会議員選挙、そして市長選挙のときに市民の皆様から数多くの意見をちょうだいしておりますので、その中から質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、今回の市議会議員選挙、市長選挙におきましては、佐賀県内で初となる投票時間の2時間短縮を実施していただいたわけでありますけれども、この反響について執行部としてどのように総括をされているのか、お伺いしたいと思います。

私としては、県内各地に議員の仲間がいますけれども、非常に武雄は先進的なことを取り組んでいいことだということで、県民の皆様からも問い合わせが今あっておるような状況でございます。執行部としてどう総括されているか、お伺いをします。

それと、放課後児童クラブですね、これについての質問でございますけれども、次世代育成支援計画の一環として、安心して子育てができる環境づくりを進めていくということで、今、放課後児童クラブがあるわけでございますけれども、このクラブの規模、これが大規模化しております。この規模を適正化するということと、もう1つは、開設時間の延長など内容の充実に取り組むことというふうにされておりますけれども、その取り組みの状況についてお伺いをしていきたいと思います。

（パネルを示す）これが県内の放課後児童クラブの終了時刻をあらわした表でございます。武雄市が現在、午後6時までで閉め切りになっております。クラブ数が今11クラブあるということで、県内を見ても、7時まで開設をしているところが鳥栖市12クラブ、そして嬉野市が5クラブ、そして佐賀市が1クラブと。それと、6時半まで開設をしているところが佐賀市の30クラブということで、今回の選挙期間中におきましても、そしてまた、最近もここの利用者の方からの要望としては、今、武雄市がやっている6時の閉鎖時間を7時まで1時間延長をしていただきたいという要望が強うございます。このことに対して執行部の担当部長にお伺いをしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私からは、さきの市長選、市議選の投票時刻の繰り上げについてお尋ねですので、私からも総括を申し上げたいと思います。

たしか、その後の議会で石橋敏伸議員から種々の批判等をいただきましたけれども、少なくとも私にいただいているのは本当によかったと。というのも、やっぱり2時、3時、4時まで待つのはしんどいということ。そして、これは何よりも人件費、訴訟を受けておりますけれども、さまざまに財源というのを確保しなきゃいけないときに、公務員の人件費が100

万円単位で下がっているんですね。そういったことから、固有名詞は出しませんが、ほかの市町からぜひ自分たちもやりたいということが出ていますので、これは本当に私は選管の皆さんたちに感謝をしたいというふうに思っているんですね。ですので、本当にこれが6時までということが根づくように、今度は私たちは軌を一にして努力をしていきたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

馬渡こども部長

○馬渡こども部長〔登壇〕

放課後児童クラブの終了時刻でございますが、先ほど議員のほうからお示しをいただきましたように、現在、終了時刻を午後6時までとしております。これは県内の状況が約7割は6時までということで、武雄市のほうもしているところでございます。保護者の方、それから指導員の方に時間延長の要望があるのかどうかをちょっと聞きましたところ、数件寄せられているという状況でございます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私のところには、こども部長のルートとは別個また話が来ておまして、やっぱり今ひとり親でありますとか、どちらも共稼ぎの世帯がふえていて、そういった方々からはぜひというお言葉をいただいております。そういった中で私たちとしては、先ほど部長からもありましたように、もう少しちょっとニーズ把握に、これは地域性もあると思いますので、ニーズ把握に努めて、本当にできるかどうかも含めてちゃんと考えたいというふうに思っております。

何よりも私たちとしては、これはさきの質問でもるる答弁をいたしておりますけれども、そういうふうにもどうしても預けなきゃいけないという方々がやっぱりふえているということで、そういったニーズにはちゃんとこたえる必要があるだろうと思っておりますので、その認識をさらに今後深めていきたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里巳君）〔登壇〕

投票時間の2時間繰り上げですね。これも昨日の佐賀市議会ですか、一般質問でも取り上げられて2時間短縮というか、前倒しを検討していくというふうなことで、鹿島とか有田とか、こういったところも今そういう話が出てきているというふうなことも伺っております。ぜひ今後とも先進的な改革を進めていただきたいというふうに思います。

それと、放課後児童クラブにつきましては、なぜ3割のクラブが7時まで開設をしている

かというところをぜひ見ていただきたいというふうに思うわけでありませぬ、仕事。今、やはり長時間労働をされているところが非常に多くて、学童保育に迎えに行こうとしても仕事とかち合ってしまうと。具体的に言うと、例えば5時まで仕事をして、6時に児童クラブに迎えに行くという、毎日のそういうルーチンであれば何も問題はないわけでありませぬけれども、実際には親御さんたちは6時、7時まで仕事をする、それから迎えに行くということが多々あっております。これはやはり社会の環境の変化、あるいは労働環境の変化、こういった部分があるわけでありませぬ。実際に困っている方が何人かおられると、そこにぜひ行政の手を差し伸べていただきたいというふうに思っております。

それと、保育所と学童クラブをちょっと見てみますと、朝日の事例ですけれども、保育園のお迎えの時間は7時なわけですね。それで、小学校1年に上がった4月1日からは学童扱いになりますので6時になるということで、ここで1時間早く迎えに行かなければならないということで、保育園と学校の整合性が全くないわけですね。ですから、やはり運営する側の立場じゃなくて、そこを実際に利用される子どもさん、あるいは親御さんの立場に立って、地域の実情もあわせてぜひやっていただきたい、このように思います。

恐らく市長も財源がないというふうな話をされるかというふうに思いますが、武雄市の場合には決してこの利用料、県内10市の中でも高くないわけですね。(パネルを示す)武雄市が今2,000円、月2,000円です。鳥栖市が7時まで開設をされて3,000円、嬉野市が2,000円から3,000円ということで、5時半までのところが2,000円、7時まで開設されているところは3,000円と、ここはちょっとおやつが入っておりますけれども。それと佐賀市は、ここも範囲がありまして、2,300円から3,700円の範囲ということで、決して市のほうに完全に押しつけるんじゃないで、やはり受益者負担の原則もありますので、ぜひそういうお困りの方を救ってあげるためには、例えば月500円の使用料をアップしてもらいますよとか、そういうことも総合的に勘案をして取り組んでいただきたいと思っております。市長、いかがですか。

○議長(牟田勝浩君)

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

議員から受益者負担の話が出る、これはとても勇気が要ることだと思っております。本当にそういうことが、議員がそういうふうにおっしゃって、なおかつ、本当に受益を受けている皆さんたちがそれでいいということであれば、私たちとしてもめどが立った時点で、それは踏み切りたいというふうに思っております。子ども手当等の問題もありますので、そういったことも、ほかのことも勘案しながら進めていきたいと思っております。いずれにしても、受益者負担のお話が出てきましたので、7歩前進ということは申し添えたいというふうに思っております。

○議長(牟田勝浩君)

12番吉川議員

○12番（吉川里已君）〔登壇〕

本当に少人数であるかもわかりませんが、そういった方にですね、やはり仕事があってこそ子育てだと思うんですね。ですから、そこで働く親御さんの気持ちになって、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、厚生労働省が2007年の10月に放課後児童クラブのガイドラインで、放課後児童クラブにおきます集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましいと。また、1放課後児童クラブ当たりの最大の人数は70人までとするというふうにされておるわけでありまして、（パネルを示す）これが武雄市内の放課後児童クラブの今の人員のグラフでございます。

厚生労働省が言うのは、70人までにしなさいよというふうに言っておりますけれども、今現在の人員が朝日が74人、あおぞらが64人、これは北方のほうでございます。武雄が60人、御船のひかりっこが54人、御船のゆめっこが46人というふうなことで、この御船につきましては、去年2クラブに分けていただきまして新築もしていただいたということで、保護者の皆さんから本当に喜んでいただいておりますけれども、この朝日が今急激に伸びてきております。ぜひこの施設、全体的な見直しも含めてやっていただきたい。早急には無理でしょうけれども、今現在、体育館の一角を使ってやっているというふうな状況もありますので、これは長い年次で計画を立ててやっていただきたいと思います。

（パネルを示す）もうちょっと朝日の利用状況の伸びをグラフにしたものを見ていただきたいんですけど、平成20年度、平均で40人利用されておりました。平成21年度は57人、平成22年度、今年度でありますけれども74人ということで、2年前からすると1.85倍の伸び率となっております。そういう状況からしても、早急に整備計画等々の計画を立てていただきたいというふうに考えておりますけれども、この点についてお伺いします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

確かに朝日小学校に、ちょっと前になるんですけど、その放課後児童クラブに行ったときに、もうぞんぞんこ、いっぱいいっぱいだったんですね。いや、これはさすがに、ちょっと余りにもかわいそうだなということがあって、私とすれば、これもし横にまた施設を建てるとなると、訴訟等を受けていますので財源がありませんので、時間もかかりますので、小学校の教室を利用、活用できるように教育委員会とよく調整をしたいというふうに思っているんですね。

私が常々思ったのは、これは上田議員と一緒にだったと思うんですけども、武雄小学校の放課後児童クラブに行ったときに、全くですね——これはいい悪いは別です、学校側と児童

クラブ側の連携がちょっとよく、全く別世界ですと。こっちがキリスト教でこっちがイスラム教ぐらいの違いがあったんで、いや、それだと子どもがかわいそうでしょうということがありますので、よく学校側と連携をきちんととって、それを学校に押しつけるんじゃないかと、そういう子ども目線の利用というのがやっぱり必要じゃないかなというふうに思いますので、これは教育長とよく相談をして、前向きに進めるようにしたいというふうに思っております。教育長もうんとうなずいていますので、そういうふうにやっていきたいというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里已君）〔登壇〕

ありがとうございます。もう1つ、参考のデータを説明いたします。

（パネルを示す）これは放課後児童クラブの1人当たりの利用面積でありますけれども、厚生労働省のガイドラインからいきますと、子どもが生活するスペースについては、1児童当たりおおむね1.65平米以上の面積を確保することが望ましいというふうになっておるわけです。各クラブの状況を今見てみますと、基準が1.65でありますけれども、朝日が0.89、武雄が1、それから御船ひかりっこが1.19、御船ゆめっこが1.39ということで、この基準値を下回っておる状況でございます。

特に先ほどの表からも言えるように、朝日は非常にクラブの人数がふえてきたということもありまして、基準を面積的に大幅に下回ってきております。全体的に朝日だけでなく、こういったクラブについては計画を早急に立てていただきたいと思っております。

それでは次に、病気の予防について質問をさせていただきます。

病気は治療する前に予防が非常に大切だというふうなことで言われますけれども、その予防に成功すれば財政的な面で赤字の解消にもつながっていくというふうに思います。体調が悪くなってから治療とか介護になりますと、金銭的な負担、あるいは肉体的にも精神的にも非常に大変でございます。市民が健康を保って生き生きとした生活を送っていくことができるような政策を打つことが、やはり少子・高齢化社会の最大の課題であるというふうに思っております。

早いもので、今度、10月からはまたインフルエンザが流行するというので予防接種が始まるわけですけれども、昨年は冬からことしの春にかけて本当に市内の小・中学校、インフルエンザが大流行いたしまして、学級閉鎖に伴う休校が相次いだわけですけれども、この予防に向けては、市長も先日からツイッターの件で言われておりますけれども、市民の皆さんからツイッターで、子どもたちのインフルエンザの予防接種はできないんですかというつぶやきに対して、早速担当部局と協議をしていただいて、今度の補正で対応をしていただくということで伺っております。これもまさにツイッターによる行政効果だなとい

うふうに考えております。本当に情報が早くて結論を出すのが非常に早い。これは本当にいいことだなというふうに私も思っております。そういうことで、このインフルエンザについて、そしてまたツイッターについてお伺いしたい。

そしてまた、昨日、西日本新聞に載っておりましたけれども、「地方議会に変化迫る波」というふうなことで記事が載せられております。東京のほうで議員と住民の皆さんの交流会が開催され、大きくとらえられております。この中に武雄市のことが書いてあります。議会の見える化をするということで、動画中継サイト、ユーストリームを使って、だれでも議会の傍聴できるようにする動きは佐賀県武雄市でやっている。

そしてまた、三重県の鳥羽市議会においては、議会の予定をツイッターで投稿をしているということで、実際これは武雄市でも今もうやっていただいております。そういうことで、議会改革についても全国各地で取り組みをされております。

昨日、黒岩議員も iPad（アイパッド）を市内に広めていこうというふうなことで質問をされておりましたけれども、私もぜひ iPad（アイパッド）も議会の中に取り入れて、こういった資料がわり、ノートがわりに、そういう感覚でとらまえていくべきだというふうに考えておりますけれども、市長の御意見をお伺いします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、武雄市議会の見える化ということで、きのうの西日本新聞の九州面に載ったのを、これちょっと私が見る前にほかの方々から「おっ、載っとなっばい、載っとなっばい」とか言われて本当にうれしく思いました。これはとりもなおさず、議会改革特別委員長の山口昌宏さんであるとか、あるいは議運委員長の山崎鉄好さんを中心として、開かれた議会にしようという議会の、もう私ども執行部じゃなくて議会の見える化、だから非常に私はそういう意味で感謝をしております。私までおこぼれで褒められましたので、うれしく思っています。

その上で、ツイッターの経緯をちょっと申し上げますと、（パネルを示す）ちょっとこれ見にくくて恐縮なんですけれども、一番下のところに実は2010年8月26日9時4分て書いてあるんですけれども、@hiwa1118というのが私のアドレス、アカウントなんです。ここに貝原良太先生から、「10月から始まるインフルエンザの予防接種。65歳以上には助成がありますが、12歳以下のこどもは2回接種ですが、それに対し助成がありません。こどもさんの数が多い家庭ほど経済的負担が大きいので、ご考慮よろしくお願い致します」というつぶやきをされました。

この@hiwa1118というふうに打っていただくと、私が必ず見られる状況になります。そして、これを受けて同日の9時10分、その6分後に、「こども部長さん検討お願い。」というのを書いて、こども部長さんが、いや、これはやらんばいかんでしょうと、優しい強い

まなじりを決して私のところに電話をかけてもらって、もうやりましょうと。じゃ、財源はどうするんだという話をした場合に、それは市長、財源の問題じゃないですよ。やはりインフルエンザがはやるといことになると、市長がよく言う命と安全でしょうと。確かに市長は訴えられているかもしれませんが、それはやらなきゃいけないことですよという馬渡こども部長の強い後押しで、私も背中を押されるようにして、またこの下から3番目になりますけれども——ちょっと待ってくださいね。あっ、その前にですね、だれですか、これ。あっ、吉川議員がこのやりとりを見られているんですね。見られていて、「同感。樋渡市長ぜひやりましょう。色々財源厳しいけど、まずは一回目の助成を！」ということで書かれた。

これが今までの情報の伝達とは極めて違うところで、例えば、こども部長とか貝原先生とやっているところで横からいろんな方々が来られると。これは1例しか出していませんけど、さまざまなお医者さんとかいろんな方々が、やるべきだとかいろんなことを言われて、あそこに世論が形成されていくんだなというふうに思って、私が貝原先生に対して、「来週に、こども部から費用、効果などのレクチャーがあり、協議してどうするか決めます。後、議会に相談します。」というふうに書いて、実際もうやりましょうというのをこの次の段階で書きました。

そういった中で、何を申し上げたいかということ、全部ツイッターにとってかわるといことではないです、ない。これは多分100分の1ぐらいだと思うんですけど、ただやっぱり市民からすると、そもそも、なかなか市役所に来られない方であるとか、余り行政に、政治に関心のない方々というのは、そういう方々が結構ツイッターというのを好んで使っている傾向があります。ですので、そういう行政とか政治の輪が広がっていくんじゃないかと、善意の輪が広がっていくんではないか、あるいは今まで行政とか政治に余り期待していなかった人たちがこういうふうに入ってくるということで、あっ、ツイッターというのはこういうことなんだと思って、非常にうれしく思いました。

このやりとりができたのも実は土日だったんですね、大変でした。ですので、そういう意味から、やっぱりこういう命、安全に関することについてはきちんとやっていこうというふうに思いました。確かに、平野議員とか江原議員が記者会見にも出られて訴訟云々と。私も多々言っておりますけれども、それとは別の問題として、こういったことはきちんとやっていこうというふうに思った次第であります。

したがって、説明が長くなりましたのでこの辺にしますけれども、来週月曜日にインフルエンザの10月からの補助について追加議案を提出させていただきますので、ぜひ議会で広範な御審議をお願いしたいところであります。

以上です。

[12番「市長、iPad（アイパッド）、議会内で」]

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長（続）

私が議会のことを言うのは甚だ僭越なんですけれども、ぜひ、こういうペーパーが環境保全の観点からいって、それとあと、i P a d（アイパッド）が議員の手元にあるということになると非常に説明とかもしやすいんですよ、あるいは多分質問もしやすいと思いますので、ぜひ議会改革特別委員長におかれては、前向きにこの導入をしていただきたいと思います。ただ、これを公費で云々というのは、それはまたちょっと別の話ですので、それは議会の判断にゆだねたいなというふうに思っております。

いずれにしても、我々もぜひi P a d（アイパッド）を入れてほしいんですよ。議事録とか、後ろを見てとか、さっきの吉原議員とのやりとりもあったんですけど、手元に議事録があると無駄な時間がないんですよ。ですので、議会の規則で機材の持ち込みは禁止というのは重々承知しておりますけれども、新たな時代の議会運営として、ぜひ議会改革特別委員長及び山崎議運委員長におかれては前向きに、そういう意味での資料収集のための機材持ち込みというのはお願いをしたいと思います。決して議場からツイッターはいたしません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里巳君）〔登壇〕

私も近い将来、やはりどこかの議会がi P a d（アイパッド）の導入もしてくると思います。最先端に行く武雄市としては、ぜひこれも前向きに改革をしていただきたいというふうに思いますので、山口議会改革委員長、ぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは次に、1年間で大体1万5,000人の女性の方が非常に悲しい思いをしているということで、その中のまた3,500人については亡くなっておられるわけでありましてけれども、子宮頸がんについてでございます。

武雄市は、住民訴訟等々で財源の見込みが立たないというふうなことで、6月議会では何とか補助を出したいという表明でありましたけれども、今議会、市長も非常に厳しい決断、凍結をするというふうなことで表明をされたわけでありまして。これから厚生労働省が、今、新年度予算として特別枠150億円を予算要求しておるわけでありましてけれども、それが通過することを本当に期待しております。それが通った場合は武雄市としてもやっていくわけでありましてけれども……。

もう1つ、がん検診率向上課等々を今つくられて、本当に命に対して真剣に考えていただいております、今武雄市ですね。そういう状況からして、もう一步踏み込んで、恐らく今回、日本でも初めてのワクチン接種、武雄でもそうなると思います。ほとんどの自治体が中学生を中心に接種をするというふうなことで言われておりますけれども、18歳までの高校生に対

してもぜひ補助枠を広げていただきたい。というのは、5万円近いお金がかかります。四、五万円かかるというふうなことでございますので、やはり高校生たちはそういう金銭的な収入もありません。ですから、先進的な自治体、武雄市として、ぜひ枠を広げていただけないかという質問でございます。担当部長、いかがでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

子宮頸がんワクチンの接種につきましては、対象者につきましては、日本産科婦人科学会では11歳から14歳が一番適当だろうと。これを延ばした場合については、15歳以上も当然ワクチンの接種についてはいいと。しかし、一番効果が上がるのは11歳から14歳だろうということと言われておりますので、私ども検討する中では中学生を中心に考えてきたところでございますけれども、これから財源の手当もちょっと今のところできないということで、検討は進めていきますけれども、その中で議員の御指摘も含めて検討はしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

積極的に検討していただくということで、ちなみにちょっと参考で御説明しますけれども、このワクチン接種のパンフレットをいただいておりますけれども、これにはアメリカとかカナダ、フランス、オーストラリアにつきましては22歳から26歳までの方を、そこまでの範囲の方をキャッチアップ接種等の対象としているということで、このキャッチアップ接種というのはどういうことかといいますと、先ほども言われたような、接種機会を逃した方に対する経過措置を設けられた年齢であります。

日本でも今回導入されるということでもありますけれども、26歳とかいうところまではいきませんので、最初の導入段階でありますので、ぜひ枠をちょっと広げていただきたい、高校生までの補助枠を広げていただきたいという要望でございます。ぜひ前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。市長、何か御意見ございますか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

確かに、東大の医学部で中川恵一先生と、市政アドバイザーなんですけど話し込んだときに、やっぱり結構諸説あるみたいなんですよね。だから、一番効果があるのは小学生の高学年だとか中学生までは、先ほどくらし部長からありましたようにあるとか、他方で、欧米だとキャッチアップ接種といって、いや、26歳ぐらいまでは一定の効果があるだろうというこ

とになっておりますので、私たちとしては年齢を国の基準で、例えば中学生までと一刀両断に切るというのは、ちょっと余りにも高校1年生、2年生がかわいそうだと思いますので、最初の部分というのはそれを補完する意味でも、ぜひ広げてスタートをさせていきたいというように思っております。

ただ、私も訴訟を受けている身ですので、最初からすべてというのはありませんけど、国が中学生までということになった場合には、我々も一定の補助を高校まできちんとやりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

そうですね、あくまでも任意の接種でございますので、全額補助するというふうな形じゃなくてもいいと思うんです。その接種をしようという取っかかりをつくっていただければ、半額補助でもいいですし、1万円の補助でもいいですし、そういう補助制度があるよといった部分をぜひ先進的な事例としてつくっていただきたい、このように思います。

次に、子どもの医療費の無料化についてでございますけれども、昨年から3歳以上就学前までの幼児の皆さんにつきましては、無料化を樋渡市政の中で実現していただいたところでございます。今回の市議会議員選挙、市長選挙の中でも、さらにこれを進めて小学生、中学生まで医療費の無料化をしてほしいという声も多々お伺いをいたしました。この件につきまして、市長の見解をお伺いしたい。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これはぜひやりたいですよ。本当に私も市長選のときに、病院のことはもうよかばいということと言われて、結構若いお母さんたちが、どうしても子どもが病気がちなんで医療費がかさんで仕方がないと。しかも、それで勤めにもどうしても出られないということで、病院に行かせたいけれども行かせられないという悲痛な声を、これは吉川議員も同じだと思うんですけど、いっぱい聞いたんですよ。

ですが、私は今住民訴訟を受けていて、これがまた多大な住民負担、それで最高裁まで4億と、それはおかしいじゃないかと言われてるんですけど、最高裁まで行くと約4億近くやっぱりかかるんですよ、しかも10年間。人員もそこに配置をして、それが交付税に算入されないということになると、何でこういったところにこのお金を使わなきゃいけないんだというのは本当につくづく思いますよ。ですが、やっぱり、ないそではふれないということになりますので、今財源の手当がない中で、無料化というのはとてもできないということは申

し上げざるを得ません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里巳君）〔登壇〕

市民病院の裁判費用等々で委託料等4,000万円、あるいは一審で1億2,000万、3,000万かかると。三審まで行ったら4億近くかかるんじゃないかというふうなことでございます。私も本当に市民の血税をこういうところに使われるというのは、議員として本当に憤りを感じております。もしこの1億2,000万円があったら、先日からあっておりますように、合併特例債を使えば50億ぐらいの事業が武雄市でもできるというふうなことで、遺憾に思うわけがありますけれども、こういった病院とか医療にまつわる、こういったごたごたが続く以上は市民福祉に財源を回せないということは、ここで市民の皆さんにも十分わかっていただきたい。だから、こういうごたごたがぜひないようにしていただきたいというふうに思います。

しかし、近い将来、今回、武雄市民病院の民営化を実現したことによって、約9,000万円の税収が武雄市にも入ってくると。そういうことが見込まれております。今回の民営化で、救急医療、あるいは高度医療といった、市民医療の充実が本当にできました。それにもう1つのメリットとしては、民営化の財政的なメリットですね。これが実現をできたわけでありましてけれども、今後、病院が生み出したお金、財源については、ぜひその一部分でもいいですから、先ほどから言っている子どもたちの医療費、将来を担う子どもたちであります。ぜひそこに一部の財源を投下していただきたい。すぐにはできないと思っておりますけれども、こういったごたごたが解決すれば、ぜひ取り組んでいただきたいということを強くお願いしたいと思っております。

それと、今現在、財源がない、財源がないというふうに使われます。その中で、今、出生祝い金が1万円給付をされておりますけれども、これは年間で500万円ほどの予算措置を毎年毎年していただいております。しかし、ことしから民主党政権になって、子ども手当が1万3,000円、毎月支給をされるようになったわけでありまして。

そういったことを踏まえた上で、この500万円の財源を使って、まずは——小学生全部の医療費の無料化はできないと思っております。ですから、その一部分。例えば、小学生の3年生ぐらいまでの方の入院医療費を無料化にすると、その500万円を使って入院医療費の無料化をするといったこともそろそろ考えていくべきではないかなというふうに思います。子ども手当がなかったらこういう話はないと思っておりますけれども、そういった提案、いかがでございましょうか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、これは極めて傾聴に値する議論だと思いますよ、本当に。ただ、その出生祝い金は私の記憶が、実はまだ市長に就任させていただく前の話ですので、合併時にさまざまな議論があったというふうに認識をしておりますので、ぜひこのお話というのは議会の中で、もう政治家同士で話をしてほしいと思うんですよね。ですので、私とすれば、これは行政の長として申し上げますけれども、財源が、その手当てができるということを議会がファイナンス、保障していただいたら、直ちに小学校3年生まで引き上げます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里已君）〔登壇〕

ぜひお願いをしたいというふうに思います。やはり子どもたちが入院をすれば高額な医療費が家族の負担としてなってしまうので、まずそういったところからぜひ取り組みを検討していただきたい、このように思います。

それと次、さきの9月5日ですか、日曜日に武雄市の防災訓練が開催を各地でされたわけでありましてけれども、そのときもツイッターを使った訓練あたりもされたわけでありまして。そしてまた自動体外式除細動器（AED）ですね、この訓練も各地で行われたようでございますけれども、これについては平成16年の7月から医療に従事する以外の人でも使えると、だれでも使っていいですよというふうな形になったわけでありましてけれども、今現在、武雄市にこのAEDがどれぐらい設置をされているのか。公共機関はわかると思いますけれども、民間も含めて、わかる範囲で結構ですのでお示しをいただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

消防本部で把握している箇所でございますが、全体で34カ所。いわゆる公共的施設につきましては26カ所、その他民間施設で8カ所ということになっております。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里已君）〔登壇〕

34カ所ということですね。このAEDを使う場合の心肺停止の状況でありますけれども、日本では救命率が5%か6%しかないというふうなことで、大体1分間に10%、生存率が低下をします。ですから、救急車が来る10分前後の間にいかに早い処置をするか、この電気ショックを与えてやるかということが救命率向上につながるということで言われております。そういう状況からすれば、本当に市内にたった34カ所しかないというのもいかなものかな

というふうに思いますし、最近では防災訓練、あるいは学校とか公民館、各地区でAEDの講習会が行われております。講習会が行われている割には、設置台数は非常に少ないというふうに思っております。

それと、大体、心肺停止になる人の7割の方が自宅で発症しておるというふうなことであります。その方たちが平日の昼間であれば、こういう34カ所の施設に行くとAEDも使えます。しかし、夜間、あるいは休日になれば、こういう施設はほとんど施錠されておるわけですね。そういうことで、非常に使えない状況にあります。そういうことから、消防署に近いところはいいわけでありませけれども、消防署から離れたところについては、やはり24時間365日、いつでも使える状態にあるコンビニ等へのAEDの設置を、ぜひ協力を願って武雄市がそこに設置をするということを進めてはどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

コンビニの公的事業への協力ということで、災害時に水を供給するとか、そういう契約を県等が結んでおります。同じように、コンビニの地域への貢献という形で、コンビニの本部のほうにそういうことができないかどうか、お願いしていくというふうに考えております。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

（パネルを示す）これはAEDの先ほど言われた34カ所やったのですかね、それを地域別にあらわしたグラフでありますけれども、武雄消防署がある武雄町内には15カ所ございます。山内消防署ですね、山内分署があるところの山内町が5カ所、東川登が3カ所、これは恐らく、2カ所は高速のパーキングエリアに設置をされていると。朝日が1カ所、これは小学校です。北方5カ所、橘が1カ所、武内2カ所、武内の2カ所は小学校と中学校です。若木1カ所、西川登1カ所というふうなことで、この中心部、消防署があるエリアから離れれば離れるほど、設置台数が1台というふうな形で非常に少ない。そういうことからして、これに比例した形で救命率も物すごく周辺部は下がってまいります。ですから、そういう意味からも、ぜひコンビニ等々に投げかけて設置をお願いしたい、そのように思います。再度答弁いただきます。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

言われるとおり、御指摘のとおりでございます。そういうことから、コンビニの本部への

設置、あるいは使用の協力についてお願いしていきたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

24時間365日あいているコンビニ等への設置、全国的には展開されているところ、結構自治体ございますので、ぜひそういったところを参考にしながら進めていっていただきたいと
思います。

それでは、次の質問でございます。

（パネルを示す）これは高橋駅前の広場のところでございます。これもことしの選挙に入る前、1月だったですかね、朝日町民の皆さん、この駅を利用される皆さんが、ぜひ駅前
のところを舗装していただきたいというふうな要望が、数人の方から話があったわけであり
ます。それで、早速建設課のほうにお願いをいたしまして当時の松尾定部長、そして森課長、
早速JRと交渉を重ねていただきまして、JRのほうで舗装をしていただくことができたわ
けであります。本当に利用者の皆さんからは喜ばれておるところでございます。

それともう1つ、要望が利用者の皆さんからあっております。これは高橋駅の駅舎の
ところですね。この駅舎の前のところにバス停がございますけれども、バス停の裏側、花壇があ
ります。花壇があって右手の方向ですね、西寄りのほうでありますけれども、ここは一年じ
ゅう大体草が生えておるといふふうなことで、なかなか利活用ができていないというこ
とであります。

ここの管理については、朝日町のボランティア会の皆さん、大鋸会長さんを初めとするボ
ランティアの皆さんが年2回、ここの草刈りをされています。そしてまた駅の清掃、あるい
はプラットホーム内の草むしり等もされているということでもあります。ですから、こうい
ったボランティアの方の御負担も軽減をするということと、一番大事なのは、やはりこの駅
を利用される方の利活用にあったものにしていただきたいということで、ここのエリアを送
迎車両用の待機スペースにしていきたいという要望でございます。

（パネルを示す）この高橋駅をちょっと上空から見た写真でございますけれども、この
部分が駅舎ですね。上のほうが線路があるプラットホームです。下は県道が走っております。
この白く写っているところが駐輪場、ピンクの部分が現在の駅前広場で、ここに送迎車両が
入ってくるわけでありましてけれども、朝晩の電車が来る時間になると、出迎え、送りの方が
どんどんここに入ってくるということで、非常にここ県道にも面しておりますので、交通事
故が心配であるということがございます。

それと、雨の日は特に送迎車両が多うございます。そういったことで、ここを広げていた
だきたいという要望が市民の皆さんから上がっているということです。この緑色にマーカ
ーしたところが、今、草が一年じゅう生えているところがございますけれども、ぜひここを整

地していただいて、そういった送迎車両の待機ゾーンあたりにしていただきたいというふう
に思いますけれども、担当部長いかがですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

この話は、実は私も甘久の大鋸さんを初めとしていろんな方々から聞いていて、ぜひこれ
をしてほしいということ承って、私からもJRのほうに話をしております。事務方とは別
にしておりまして、近々その回答がJRから示されます。一たんそれで示されて、もしそれ
で100%JRがやりますということであれば、それはぜひやってほしいということなんです
が、余り芳しくない返事が来る可能性だってあるわけですので、それはちょっとJRも持つ、
私たちが持つということにして、共同してデッドスペースを送迎の場所にするというのはあ
るなということを考えていますので、まずその回答をちょっと真摯に待ちたいと、このよう
に思っております。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

ありがとうございます。早速要望をしていただいているということで、回答を踏まえて実
施をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問ですね、森林事業について御質問させていただきます。

今日においては、木材の価格が非常に低下をしてきております。そういう状況の中で、担
い手の方も非常に少なくなっている。また、そういう林業に携わる方の高齢化も進んでおる
という状況でございますけれども、そういったことで、林業でなかなか生計が立てられない
というふうなことで、今、森林管理ができずに荒廃をしていっているのが実情ではないかな
というふうに思いますけれども、この森林について、今現状をどのように市としてとらま
えられているのか、お伺ひしたい。そしてまた市内の森林の状況ですね、面積だとか担い手、
あるいは森林に対する事業費、どれぐらいかけられているのか、わかる範囲で結構ござい
ますので、担当部長お願いします。

○議長（牟田勝浩君）

淵野営業部長

○淵野営業部長〔登壇〕

荒廃している森林の現状、それから森林面積、担い手の状況、事業費の実績等についての
質問でございますけれども、まず現状についての認識でございます。これにつきましては、
木材価格の低迷や林家の高齢化及び担い手の不足など、これが要因をいたしまして維持管理
が行われず、森林の荒廃につながっているという現状でございます。

市内の森林面積でございますけれども、国有林が103ヘクタール、民有林が1万229ヘクタールで、市内の森林率は53%ということになっています。

次に、担い手の状況でございますけれども、林家数、これは山林の所有者ということでございますけれども、この数はほとんど変わっておりません。しかしながら、安価な外材の輸入などで国産材の価格の低迷、あるいは高齢化などで林業の担い手が減少し、手入れ不足で森林の荒廃が進んでいる状況にあります。

平成21年度、森林に対する事業費の実績でございますけれども、市の事業といたしましては境界の確認、それから間伐等々入れまして1,774万円。県の事業、これは補助を使つての事業でございますけれども、造林、間伐、除伐等々で4,797万円の事業費であります。

以上であります。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里巳君）〔登壇〕

私たちは、この森林の持つ多面的な機能として水の供給源としての機能とか、先ほどからも話があるようないろんな機能があるわけでありまして。そしてまた、今、環境問題ということで二酸化炭素の吸収源としての機能とか、先ほどもちょっと話があったおりましたような景観、こういったものの恩恵をこの山林から本当に享受をしておるわけでありましてけれども、この手入れが行き届かなくなった山林を、ぜひ立派な森林に再生させるというのが私たちの使命ではないかなというふうに思います。

そういう状況の中で、県の東部地区においては、企業の皆さんがその山林の管理に入るといことで（パネルを示す）県の東部地区、鳥栖とか神埼、佐賀方面では、企業の人たちが家族ぐるみで日が差さなくなった山林に入り込んで、下刈りとか、あるいは枝打ち、あるいは間伐をやって、本来の山林を取り戻しているというふうな活動が活発にやられております。武雄市としても、やはりこういうふうに担い手が非常に少なくなった、管理する人が少なくなったということから、企業さんにこういったことをPRしていただいて、ぜひすばらしい森を再現していただきたいというふうに思いますけれども、武雄市としての計画の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

市内3カ所の市有林の情報を、実はまちづくり部（349ページで訂正）から提供していただんですけども、柏岳生活環境保全林に市内の企業1社、これはセリタ建設さんなんですけれども、ここから応募があって、9月末を目途に協定締結に向けて協議を今進めています。

この元気な企業の森林（もり）づくり事業がいいなと思っているのは、企業に押しつける

んではなくて、企業もCO₂の排出権取得のメリットがあると、あるいは売るメリットがあるということで、これは佐賀県もすごいなと思っているのは、あるいは環境省がすごいなと思っているのは、ビジネスとして成り立ち得る要素がある。ビジネスと市民協働という2つ成り立ち得る要素があるので、これはうまくいくのではないかなと思っています。

そういった中で、私ども行政とすれば、これはほかにも先進地がありますので、そういう先進地を見習いながら、環境省が進める二酸化炭素、CO₂排出権取得についても、活発に森林づくりに参加する企業の活動しやすい環境、応援をぜひしていきたいと、このように思っております。ですので、今はセリタ建設さんだけでありますけれども、こういう輪がどんどんどんどん広がっていくと、これ業態変更にもなるんですよね。もともと公共事業が激減していますので、そういう意味で環境企業というふうに、オバマ大統領が進めるグリーンエコノミーのほうにもなると思いますので、これは非常に私たち行政も注目しております。

ですので、繰り返しになりますけれども、これは情報提供も含めて、あるいはいろんな環境省とのつながりも含めて、積極的に応援をしております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

私も小学校、中学校のころは、よく家族で山林に入って下払い等を手伝った記憶があります。市長のおじいちゃんも本当に山を愛されていて、本当市長と山に行けば、恐らく武雄市一ぐらいに立派な山を管理されております。なかなか所有者が今管理できないような状況の中では、ぜひこういった企業の皆さん、企業の家族の皆さんの福利厚生としてもぜひやっていただきたい、このように思います。

そして、先ほども言いましたけれども、企業としてはやっぱりメリットがなからんといかんですね。そういう社会貢献度だとかPR、それと先ほど環境省が言っておるオフセットクレジットですか、CO₂の排出権、それを取得するというので、この排出権の取得については、あくまでもそこにメインで取り組んでいただく企業さんがそこを取得していただくと、それに対して武雄市はそれをフォローするというふうなことでいいのでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

瀏野営業部長

○瀏野営業部長〔登壇〕

まず最初に修正をさせていただきます。先ほど「まちづくり部」が県に情報をということでもございましたけれども、「営業部」でございます。

それから、今議員言われましたように、環境省の排出権取得等々についての活動、こうい

うものにいずれはしていくということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

CO₂の排出権の取得については企業が主体でやっていくと、それを武雄市はフォローしていくと。そういうことですね。

それともう1つ、先ほど3カ所ほど市内にあると。今、セリタさんが計画をされているところが川良のところの柏岳ですかね、ここだということでありますけれども、そのほかに武雄市として候補地があるのか、今テレビを見ておられる企業さんへのPRも含めて御紹介をいただければと思います。

○議長（牟田勝浩君）

瀏野営業部長

○瀏野営業部長〔登壇〕

武雄市から県のほうに情報を提供しています山林につきましては、先ほどから述べられています柏岳、それから黒髪山、それから橘町の鐘撞谷の市有林、この3カ所を推薦しています。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

わかりました。ぜひ積極的な企業へのアプローチをしていただきたいと思います。

それともう1つ、森林に関してでございますけれども、選挙のときに樋渡市長、政策集をつくられております。その中でも森林のことが触れられておりますけれども、森林が非常に荒れていると、どうにかならないのかと、国道崩壊にもつながる深刻な状況であるということで、国の補助金等を利用しながら森林保全隊等を――仮称でありますけれども、組織して対策をしていきたいというふうにされておりますけれども、武雄市としてはどういった手だてを取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これも私、4年のうち3回も選挙をさせていただいて、よく林道にも行きます。ある集落からある集落に行くときに、林道を通って行ったときに、森林もさることながら林道が非常に荒れています。例えば、川良から上西山、福和、福和からまた下っていく富津林道。富津林道は物すごく人の往来が実は多いんですけれども、イノシシがばっこしていて、本当に森林の前に血管たる林道が荒れているという認識を非常に持ったというのがあって、森林全体

をやるというのは、それはもちろんいいんですけども、まず林道をちゃんとすると。そして、林道を整備すると、次は向こうを10メートル、15メートルというふうに、だんだん広げていくほうが現実的にできるだろうと。

そして、これは固有名詞は避けますけれども、職員の中でもやっぱり外に出て、ごちゃーば使うて、そういう森林整備に当たりたいと、あるいは林道整備に当たりたいという職員も——たくさんいます。（笑声）もう議会を飛び出してですね。ですので、そういう職員の皆さんたちもデスクワークが得意な方もいらっしゃるれば、私みたいに肉体を使うというのが得意な方々もいらっしゃると思いますので、そういう職員の特性に応じて、やっぱり我々官と、公と民と協働して、そういうまず林道から進めていきたいなというふうに思って、私はみんなの政策集に掲げてまいりました。ですので、その制度設計は——今、訴訟等を受けてきょうが締め切り日になっていますので、ちょっとこれから制度設計に入りますけれども、これはですね、私の樋渡市政の2期目の後半の事業として大きく打ち出してまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

森林の環境整備がさらに進むことを願いまして、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、観光イベントの質問に移りたいと思います。

ドロームレースというレースがありますけれども、これを武雄競輪場でできないかという御提案というか、質問でございます。このドロームレースというのは、実際のレーシングカーを10分の1のサイズにして、リチウム電池で動かすレースであります。この辺は上田議員が一番得意分野だと思いますけれども、ちょっと御紹介をさせていただきます。ここにDVDを持ってくれば一番リアルでよかったんですけども、ちょっと持ち込みができませんので、パネルで見ていただきたいと思います。

（パネルを示す）これがドロームレースの状況でございます。日本では伊豆の修善寺、ここは競輪選手を養成する競輪学校があるところでございますけれども、そこでこのレースが年に一、二回行われているというふうなことでございます。西日本でぜひこういうレースをしていただきたいと思いますというふうに思います。

ここのバンクの最大角が45度以上あるということで、このレースカー、時速が100キロを超えます。1周回るのに4秒ぐらいで回ってくるというふうなことで、非常にエキサイティングなレースで、愛好家の人が非常に多いというふうなことで、ぜひ西日本でもできるようにしていただきたい。

特に競輪場を武雄市は持っておりますので、そこに手を挙げて、武雄に誘致をしていただ

きたいというふうに思っております。これをもし誘致できれば、上田議員みたいなラジコンファンが非常に県内、県外含めておられますので、そういった方たちも武雄競輪場にお越しいただくということで、観光の面でもPRになるというふうに思います。このことについて誘致ができないかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

林営業部理事

○林営業部理事〔登壇〕

今御質問のドロームレースでございますけれども、現在、議員御紹介のとおり、修善寺の競輪学校にあります250ピストで開催をされていると。これにつきましては、参加者が、多いときで100名から150名の参加があつておるということでございます。修善寺、静岡県でございますけれども、大半は静岡の皆さんということでございますけれども、これを当武雄市で開催できないかということで、ぜひですね。

武雄競輪といたしましても、現在の競輪ファンのみでなくて、さきに開催いたしましたパブリックビューイングや物産祭り、それとかバンク体験、こういう形で、ぜひ競輪場にも足を運んでいただきたいということで取り組んでおりますので、ぜひ誘致をできればというふうに思っております。これにつきましては、愛好者なり武雄市の関係各課と協議をしながら進めていきたいと。

ただし、課題といたしましては、競輪場でございますので、現在、武雄は400バンクでございます。これは先ほどから250とか400とか言っておりますけれども、1周の長さが250メートルとか400メートルということになりますけれども、現在250メートル、これはラジコンの電波の範囲ということもあろうかと思ひます。そういうことで、400が可能なのか、そこら辺も協議をしながら進めてまいりたいと思ひます。

また、課題といたしましては、バンク内に油漏れ、それから金属片、ガラス片、クラッシュ等がありましてそういうのが散乱した場合については、その後の選手の練習、競争に重大な事故の原因となりますので、確実な清掃等が必要となります。そういうことで、あと選手会なり協議会、ここらと開催に向けて、開催の協力体制ができるような協議で進めてまいりたいというふうに思ひます。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

まだいろいろと調査研究する部分があると思ひます。今度、伊豆の修善寺のほうでは10月30日ぐらいにまたこれが開催されるというふうな情報も伺っておりますので、ぜひそういったところを関係者の皆さん調査研究をしていただいて、また、競輪の関係者の皆さんとも十分合意形成をしていただいた上で取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

先日も日本のツイッター学会、あるいは全国自治体学会、武雄に1,000人近い皆さんが集結をしていただいております。本当にいいことだと思います。交流人口が非常にふえていておる。そういったことも踏まえて、こういったイベントをどんどん打ち出して、開催をしていただきたいというふうに思います。そして、このドロームレースだけではなくて、やはり競輪とドロームレースをタイアップさせる、そしてレースとお祭りのですね、武雄のスピードの祭典として何か新しい企画をぜひ立てていただいて、やっていただければなというふうに思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

先ほど林理事から答弁がありましたように、やはり競輪場を活用するということになると、選手会の佐々木支部長さんを初めとして、その意向を最大限尊重しなければいけない。これがクリアされたということ的前提にして言うと、単に1日開催じゃなくて、3日連続のタイムトライアルでもいいのかなど。なぜならば、そうすると必ず泊まりになるんですね、泊まりに。ですので、そういうふうにしていきたい。

そして、何も——これはちょっと競輪関係法律をちゃんと勉強しなきゃいけないんですが、優勝賞金も車券で払いますということ。そうすると、車券が来ると、これはちょっと見らばばい、行かんばばいというふうになりますので、そういう消費者目線で、上から目線じゃなくて消費者目線に入っていくというようなこともしていきたいというふうに思っていますので、イベントごととしては1週間ぶち抜きでやるとか、そういうふうにしていきたい。

ですので、4月に日本ツイッター学会をやろうと思っておりますけど、1週間やろうと思っています。これは今、ユーストリームでもう流れていますので、多分驚きの反応があると思うんですけど、そういうふうにしないと、やっぱり泊まりにならないとお金が落ちないということになりますので、ぜひ、市民の皆さんに負担がかからずに、果実を享受できるような仕掛けをしていきたいというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里巳君）〔登壇〕

市長の答弁を聞いていますと、本当に夢が膨らんできました。本当によろしく願いしておきます。僕も基本的には、まずともかくやってみよう。やってみて悪かったらまた戻せばいいじゃないかと。僕はそういう考え方でありますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

それでは最後、財政問題につきましてお伺いをしたいと思います。

財源確保という観点からの質問でございますけれども、今、武雄市はいろんな自主財源を

確保するための取り組み、本当に一生懸命やっただいておるなというふうに思っております。さきの議会でも武雄市の起債、借金が400億円あったものが、たったの4年間で320億円まで減ったと。今、80億円低減をしているというふうなことで、本当に中野課長以下職員の皆さんの努力、そして市民の皆さんの協力のおかげだというふうに思います。この借金減らしも、必ず将来のために必要です。

ただ、これは全国的なものでありますけれども、まだまだ国の補助金に頼る部分は、制度的にそういうふうになっております。しかし、国に頼るだけじゃなくて、やはり自主財源を自分たちで確保するんだというふうなことは重要であります。武雄市として今後自主財源をどのような形で取り組んでいくのか、今テーマとして上がっているものがあればお示しをしていただきたい、このように思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

もちろん、企業誘致等は伊藤理事を中心として私たちも全面的にやってまいりますけれども、やはり病院なんですね。新武雄病院が民間移譲されるということで、もう9,000万円近くの税金を私どもに払っていただくということで、この病院を起点として、私は医療を中心とするまちづくりをぜひやりたいと思っています。それをすることによって雇用が、今まで公務員の諸君で100人だった雇用が今300人を超していると。池友会——今は巨樹の会ですけれども、説明によると最大で500人以上になるということ。

そして、そこに今現に、きょうの朝もちょっと見たんですけれども、もういろんな車がとまっているんですね。何でとまっているかという、もう土地の物色が始まっているんですね。私は、これは個人情報なので申し上げませんが、例えばスーパーであるとか、例えば花屋さんであるとか、いろんなところが張りつきたいというふうに言っているんですね。ですので、これが産業が雇用を生んで、その雇用がさらに産業を生むという、非常に武雄はチャンスだと思っています。

おかげさまで武雄は、いい悪いは別にして本当に有名になりました。これもリコールを伴う選挙のおかげだと思っておりますし、今訴訟を受けておりますので、これは全国的にも今評判になっているんですけどね。ですので、そういう今逆風が私には吹いていますが、逆風を順風に変えていきます。その順風に市民を乗せて、それが雇用を生み、産業を生み、そして所得の向上を目指す。これが首長の私の役割だと、このように認識しております。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里巳君）〔登壇〕

菅総理じゃないですけど、1に雇用、2に雇用、3に雇用ですね。本当に思います。武雄

市役所から自宅に帰る途中ですね、帰るときに思うのは、本当に働く場が少ないなど。小さな中小・零細の企業ばかりだなというふうに思います。そこにやっぱり雇用が生まれれば、本当にお父さん、お母さんも、おじいちゃん、おばあちゃんも、本当にそこを望まれておりますので、ぜひこの病院を核として、さらに雇用の場が拡大するように取り組みをしていただきたいというふうに思います。

そしてもう1点、私のほうからでございますけれども、合併のときに使用料、手数料を統一していきたい。これも自主財源の一部でありますけれども、この部分がまだ統一されていない部分もあろうかというふうに思いますけれども、こういったところの協議といいますか、取り組みについてはいかがでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

3市町の合併に際しまして、まちまちだった使用料とか手数料、これについては統一を前提に諮って、一部下げたりとか、そういうことでしてきたところであります。

現在、合併からまだ4年間ということでございますけれども、庁内ではいろいろ検討を進めている段階でございます。あといろんな施設、そういうふうな活用、これについても今後検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

そうですね、使用料等についても自主財源の大きな部分でございます。ぜひ町々の合意形成が図れるようにきっちりと協議を重ねていただいて、統一をしていただきたいというふうに思います。

それと、市民病院の今の裁判の動向をお知らせいただきたい。そしてまた、この裁判が武雄市の財政に与える影響について、再三話はあっておりますけれども、もう少し具体的に、市民の皆さんにわかるように御説明をお願いしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

市民病院の民間移譲に伴います住民訴訟の件でございますけれども、市のほうが求めておりました求釈明申立書というのが、きょうまでに原告側から出されるようになっているということでございます。

これを受けまして、9月29日に弁論のための準備の第1回目の会議ということで、裁判所の方、それから原告、被告、双方の弁護士、そういうところで事前の会議を行うという手続

になっております。そういうふうな数回の弁論準備をして、ある程度論点整理が行われた時点で、次の口頭弁論というスケジュールになっているところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

（パネルを示す）再三答弁をいたしておりますけれども、訴訟費用負担に伴う予定事業の影響はこの一覧表のとおりです。これに書いていないものとして、武雄の公民館の新築事業も入ります。何でこれを再三申し上げるかという、やはりこれは物すごく実は複雑なんです。ね。

1つ、まず個別の事業に入ります前にぜひ申し上げたいのは、マックスで1億3,000万円という話から話を進めたいと思いますけれども、1億3,000万円、これは複雑な計算はちょっと除くと、24億8,000万円まで広がるんですね。これは国の補助金であるとか、いろんな交付税算入があると24億8,000万円。

しかも、この中で高率の国庫補助というのがあります。これは、例えば道路関係事業費とかを言うんですけども、これを入れると、これはさきに山口昌宏議員にお答えしてはいますが、最大で50億近くになるんですね。ですので、これは、てこの原理なんです。財政のてこの原理という、私どもの一般財源というのは、それだけの波及の、あるいは膨張のことができるということですので、1億3,000万円が1億3,000万円で済まないということ。

さらに、これも前から説明すればよかったんですけども、私もちょっと訴訟にかかりつきりでしたので、これはしかも交付税算入が、この1億3,000万円というのはびた一文かからないんですね。ですので、そういったことからすると、こういう財政的に逼迫している中では本当にですね……。

私は住民訴訟の中身を言っているわけじゃありません、外形的な要因として本当にこれが容認できるのかということ。しかも、これは最高裁までいくと10年近くかかる可能性があるわけですね。その間、うちの職員はほとんど徹夜ですよ、今。申立書を書かなきゃいけないのに。

前の議会で、ある議員が、いや、それは弁護士なんか立てずに、その人たちにさせればいいじゃないかという話もありましたけれども、そんな簡単な問題じゃないですよ。ですので——あつ、ちょっと興奮はもうしません。ですので、そういった観点からすると、いろんな観点からして、これは財政上の問題、人件費まで含めると途方もない、天文学的な数字になるということは、ぜひ市民の皆様方にも御理解をしていただきたいというふうに思います。

皆さんたちの貴重な税金がそういうふうな訴訟費用に消えていくということについて、本当にこれでいいのか。しかも、私は住民訴訟そのもののことを言っているわけじゃありません。21億円ですよ、21億円。そこで、それを算定して弁護士を立てているのに、いや、それ

がおかしいとか、それをもっと安くしろという議論もありましたよ。しかし、本当に私は絶対にそれは容認できません。ですので、ぜひこれは——きのうからすごい、私のところにメールも物すごくいっぱい来ています。やっと意味がわかったということでもありますので、ぜひこれですね、私からこうしろ、ああしろというのは言えません。私は被告の一部を構成する立場でもありますので。ぜひこういう状況にあるというのは御認識をしていただきたいというふうに思います。

そして、とりもなおさず、いろいろ批判はあっていいと思うんですよ。批判はあっていい。万機公論に決すべしです。いいと思うんですが、本当に考えられないんですよ。なぜならば、巨樹の会——池友会、今までめちゃくちゃ言われてきましたよ、もうめちゃくちゃに。彼らはホワイトナイトでやってきたはずなのに、もう本当に誹謗中傷、怪文書の嵐でしたよ、私まで。だれが3億9,000万円も出して病院を買いますかね、あの市民病院を3億9,000万円出して。ある議員は、バナナのたたき売りじゃないかと言いますよ。3億9,000万円のバナナがあったら見てみたいもんですよ。

そして、今土地を借地じゃなくて購入をして、50億近くの投資をして病院を、今もう基礎もできてだんだんだんだん大きくなっている。私はあそこを通るたびに涙が出ますよ。もう本当にですね。今まで誹謗中傷を一緒に受けて、しかも、きょう吉原議員のときにお答えしましたけれども、救急の医療の実績が格段にうちの新武雄病院を中心に伸びているわけですよ。ですので、こういったことも含めて、市民の皆様方にはぜひ良心、良識を発揮していただいて判断をしていただきたいと思います。

これで終わりにしますが、もとより私たちが正しかったということは何度も議会の議決をしています、議会の議決を。しかも、議決を守るべき議員の方が、平野さんと江原さんという方が記者会見までされて、住民訴訟の記者会見をされた。これはユーチューブにも載っているんですね。ユーチューブ、載っているんですよ。ユーチューブに載ってまで——だから全国の人が知っています。

ですので、この中身については、私は司法の場で徹底的に行っていきたいというふうに思っていますし、最後にしますが、ぜひ私をやっぱり訴えてほしい、私を。そうすると、市民の皆さんたちに迷惑がかからないじゃないですか。私の良心、良識を発揮してでも、それはぜひ私を訴えてほしいと。特定の方向を向いていますけど、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里巳君）〔登壇〕

この住民訴訟、裁判が長期化すればするほどですね、一審だけでも1億超える。そして、三審までいったら4億近くかかるんじゃないかということでもありますけれども、この財源に

については武雄市民の税金、血税であります。一般財源を使うわけでありまして。ぜひそういった浪費はしてはならないというふうに思います。市民の皆さんからも、この裁判にかかる費用を持ち出した分については、やはり最後は原告団に損害賠償を求めるべきではないかという意見も多々聞き及んでおります。このことについて、私も確かに市民の血税をそこに浪費することになれば、やはりそこまで踏み込んで私はやるべきだというふうに思いますけれども、その用意があるのかどうか、お伺いをしたい。

そしてもう1つ、僕が冷静に見て、これ以上争っても市民のために何もならないんですよね。一円でもメリットはない。ですから、ぜひ僕は原告団の方にお訴えをしたいんですけども、もうそろそろこの辺でやめて、もっともっと前向きなところに財源を振り向ける。市民の福祉の維持向上のためにお金を使うと。そういうふうにしてもらいたいというふうに念願をしておりますけれども、その2点について樋渡市長、いかがでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は訴えられている立場なんですね。ですので、一当事者として、もうここまで言いたいですよ、本当に。私が土下座して済むもんだったらね。山口昌宏議員も土下座して済むもんだったらと言っていますけれども、本当にここまでもう言いたいです。でも言えません、当事者だから。余り言うと、またあした佐賀新聞に載りますので、もう言いませんけれども。ともかくにも、さっきの住民訴訟の――あっ、佐賀新聞はフェアに書かれておりましたよ。住民訴訟で、私が取り下げるべきだとかなんとかというのは、言う立場にはありません。

他方、市民の声として、先ほど申し上げたように、何で私たちの税金がこんなにかかるのと、これ市長さんが払えばいいじゃないかということを言われていますので、だからその裏返しとして私は、平野議員と江原議員にぜひ私を訴えてくれというふうに申し上げている次第なんですね。ですので、住民訴訟とはこれは別な話です。

それともう1つが、実はきのう、かなりやっぱり注目されていますね、今回の議会は。私が帰るとき、帰った後も、私の携帯を知っている方、あるいはメールアドレスは皆さん御存じのはずなんですけど、一番やってきたのは、これ損害賠償請求できないかということだったんですね。これについては、私は回答はしておりません。これも私も今回訴えられた立場にありますので、それに対しては私は言う立場にはありませんので、ぜひきょう、これかなり多くの方々が見られると思います。ぜひ皆さんたちで、議会を中心として議論をぜひ深めてほしいと思います。何よりも自分たちの税金がどういうふうに使われているんだということの観点から、ぜひ議論を闘わせて認識を共有していただければありがたいと、かように考えております。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里已君）〔登壇〕

これ以上、泥仕合を続けても武雄市議会、武雄市役所、将来に大きな禍根を残すだけでありますので、ぜひ原告団の皆さん、取り下げていただくよう私からもお願いをしたいというふうに思います。

それでは、この辺で終わりたいというふうに思いますけれども、これからもやはり将来にツケを残さない、そして前向きに市民のためになる行政を樋渡市政、どんどん前に向かって取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。そのことに対しては、私たち議員は全面的に協力をしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

〔24番「議長、議事進行」〕

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員（発言する者あり）

○24番（谷口攝久君）

私、異議とかなんとかじゃございませんけれども、実は原告と被告……

○議長（牟田勝浩君）

ちょっと待ってください。先に質問を終了させていただきます。すみません、失礼しました。

以上で12番吉川議員の質問を終了させていただきます。

どうぞ。

○24番（谷口攝久君）（続）

今の市長の答弁を聞いていて、もちろんおっしゃっている意味はわかりますけれども、原告と被告の取り違えた発言、表現があって、聞いていて何だかなと思いましたけれども、例えば、書類をつくるのに市の職員は寝ないようにして頑張っている、それは頑張っていることは、そのことじゃなくて、実際は書類を出すのは原告側じゃないんですか、被告側なんですか。そこらは明確にして……

○議長（牟田勝浩君）

すみません、議事の進行ですよ。議事の進行ですから、この部分があれだから調べてほしいという形で言っていたきたいと思います。

○24番（谷口攝久君）（続）

だからそれを言っているわけよ。いや、そういう取り違いと私は感じましたけれども、それを今お聞きしておかんと、後のいろんな審議に影響するんじゃないかろうかという気がしたもんですから、それをちょっと。議長として取り計らいをお願いしたい。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

今議事進行が出ましたので、今言われた部分もまた調べてみてお答えしたいと思います。

〔26番「議長、議事進行」〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）

今の関連ではありません。先ほど吉原議員の一般質問の終わった後、申し上げればよかったです。議長に市長の答弁の精査をお願いしておきます。

市長は——〔発言取り消し〕——と、こういう答弁をされました。——〔発言取り消し〕——
——この文言は違いますので、明らかに。市長は知ってこう言われていますから、意識的に。（発言する者あり）そう思いますので、議長、議事録精査をして削除してほしいという議事進行の申し入れでございます。よろしくをお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

今言われました部分をまた起こしてみても、精査したいと思います。

それでは、議事の都合上、ここで10分程度休憩したいと思います。

休 憩 15時48分

再 開 16時

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、15番小池議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

皆さんこんにちは。最後の登壇でございます。熱い視線を痛いほど感じております。きのうが、黒岩議員が6時までみっちりやっていたいただきましたので、私もせめて5時半まではしっかりやりたいと思っております。しばらく御辛抱をお願いしたいと思います。

まず、農政についてお尋ねをしたいと思っております。

去年の9月に民主党の政権が発足しました。子ども手当、高速の無料化と同時に、農業の目玉政策であります戸別所得補償制度はどうなるかと、かたずをのんで見守ってまいりましたが、1年目はモデル事業ということでお茶を濁されまして、来年度より本格的な実施ということでもあります。

8月の末、31日ですか、来年度の農林予算の概算要求が発表になりました。米の所得補償については本年度のモデル事業を踏襲する、畑作物については面積払いと数量払いを併用するとありますが、この認識でいいのでしょうかということ、まず部長で結構ですので、まずお尋ねをしたいと思っております。

○議長（牟田勝浩君）

湊野営業部長

○湊野営業部長〔登壇〕

平成23年度の米の戸別所得補償制度についてでございますけれども、これについては23年度から本格実施に向けた概算要求の段階であります。

骨子について、先日ですけれども、9月8日、佐賀農政事務所、県農政課から市町村、JAの農政担当者を対象にした説明会が開催されておまして、内容については、議員が先ほど述べられたとおりであります。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

22年度、ことしですね、まだ法律が、経営安定対策の法律がそのままということで、畑作物、つまり武雄においては麦と大豆ですね、これにおいては今までどおりと、認定農家じゃなからんば取られんよということで、我々は集落営農で登録をしたわけです。

今度のモデル事業、ですから、22年度はですね、部長、モデル事業の参加率ですか、これがわかれば、それから、集落営農でどのくらい、率ですね、で、個人でどのくらいですかという率がわかれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

湊野営業部長

○湊野営業部長〔登壇〕

米の所得補償モデル事業の加入申請、22年度ですね。これにつきましては、個人で2,290戸で、集落営農組織で47戸、計の2,337戸というふうに把握をいたしております。

○議長（牟田勝浩君）

率じゃなくていいですかね。率でいうことですが。

〔15番「ちょっと質問の食い違うとお。よか」〕

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

個人が2,290戸。武雄は2,400戸しかなかばい。で、ほとんどが、そいぎ、個人で入ったっちゆうこと。じゃなかろう。ほとんどが集落営農で入っとおと思うばってんが。でしょう。

○議長（牟田勝浩君）

湊野営業部長

○湊野営業部長〔登壇〕

集落営農組織で47戸……、47組織です、すみません。それで、率については、ちょっと今出しておりませんので、後だってお答えしたいというふうに思います。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

休憩しますか。質問を続けますか。

執行部、どれぐらいかかりますか。

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

部長、あのですね、「教ゆっぎ」と呼ぶ者あり）いやいやいや、知らんけん聞きよおとやけん。

ほとんどが武雄は集落で入ってあると思うですよ。2,290戸が個人で参加するということは不可能ですよ。何でかというたら、ここに付随して、水田利活用で、ことしまで経営安定対策で麦と大豆の補償ば受けんばらんけんが、ほとんどの方が認定農家もしくは集落営農で、これに参加せんぎん、でけんわけですので、個人が2,290戸入っとおということ、これは物理的に考えられんばってん。そがんせんぎ、ことしの、22年度の大豆と麦の所得補償は受けられんとやけんが。そこんたい、後でよか、整理しとってください。（発言する者あり）いやいや、こい、関係のああとですよ、後からの質問にですね。そいけんが、ここんたいの確認ばしとかんばらんけん。

ことし、2,290戸が個人で申し込みばしとったら、来年もそいでよかとかという話になりますから。膨大な事務量だと思っんですよ、これは。恐らく、2,300戸の農家がですね、個人で申請すつていうたら、来年から。これは今の職員の、今、農林商工課に何人ぐらいおる、職員。10人ばかり、農林商工課。これの担当。とてもじゃなけれども、不可能な数字だと思っますから、ここんたい、後で精査をしておってください。

で、23年度の質問です。何で来年の話ばすつとやとおっしゃる向きもあるかと思っますが、やっぱり我々農家もぼうつとしとおごたあばってんですね、もうそろそろ来年の、ことしの11月ぐらいから麦の播種が始まるわけですよ。その種子の申し込みとか、肥料、農薬の準備は、もう9月の中旬から始まるわけです。ですから、来年度、23年度の麦は、もう22年の11月から播種をするわけですから、ある程度、ここで制度を精査して、来年、どういう品種をまくか、そういう時期が今の時期でございます。去年は、政権がかわって、やっと出たのが11月の末ごろやったです。もうばたばたやったですよ。もう、そいっちょはしてくるんなということを市長にも、来年はくれぐれも当初予算ば9月ぐらいには概算要求ば出すごと言っってくださいよという質問を去年はしたとを覚えております。それは、今度は民主党が自前の予算ですから、8月の末から9月に出しますよということで質問をしているわけです。

で、大体、今の、確認です、これも。米は、ことしの22年度どおりと、1万5,000円の固定部分をつくって、そして、下落したときにはちゃんと補償をしますよということで23年度も行きますよということ。まあ、これも、今の世の中、米がもうどんどん余って、今約80万トン、年間に800万トン強が日本の需要だとすれば、約1割が、もう今の時点で余って

いると報道をされておりますので、恐らく、ことしの米価というのは思い切って下がるんじゃないかと。しかも、所得の補償があるからよかろうもんというのが受益者の感じだというふうに、今報道をされております。しかし、これはやってみればわかることです、余り前世話ばかりやかんつもりでおりますが、恐らく、ことしの米価というのは惨たんたるものじゃないかなというふうに今情報が流れております。

それから畑作です。武雄は、大豆と麦ですね。この2つに関しては、今までは経営安定対策、これが本格的な来年からの戸別所得補償では、私が調べた範囲では、最低、固定部分が2万円よと、今まで武雄市は約2万7,000円来ておりました。これが2万円に下がるばってん、今まではとれてもとれても、とるっぎ豊作貧乏というような政策やったですよ。今度からは、ある程度、最低2万円を補償するばってん、それから以上とれた場合は6,360円ですか、麦で、60キロ、それに大豆で1万1,000円ほどを、とるっぎとるっほどやりますよという認識でございますが、これでよかとか、確認したいと思います、部長。

○議長（牟田勝浩君）

刈野営業部長

○刈野営業部長〔登壇〕

畑作地、麦、大豆の所得補償については、先ほど述べられましたように、現行の水田・畑作経営所得安定対策を見直し、毎年の生産性、品質に基づき交付する数量払い、黄ゲタというふうに言われていますけれども、黄ゲタ、品質加算を含む、この部分を手厚くする方向で検討がなされています。これは、農業者の努力を反映できる部分を広げて、生産性や食料自給率の向上を促すことがねらいであります。

数量払いの交付単価につきましては、先ほど述べられましたように、平均で、小麦で6,360円、60キロ当たり、大豆で1万1,430円、あるいはパン、中華めん用品種、これはニシノカオリでございますけれども、これにつきましては上記の単価に2,250円を60キロ当たり加算をするという内容であります。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

わかりました。間違いなかと思います、この認識で私も確認をいたしました。

そいぎですね、今、部長おっしゃったように、今までは、これはもう周知徹底をしていただきたいために確認をしております。そして、今までは頭打ちやったとが、とるっぎとるっで上がっていきますよと、頑張ってくださいと、これが本来の、私は資本主義だと思います。これでよかと思います。

で、なおかつ、ニシノカオリ、ミナミノカオリ、こういう奨励品種ですね。つくいにかかばってん、反収もとれんばってんが、パン用の専用小麦ばいということになれば、プラスの

2,550円と今おっしゃいました。ここんたいばですね、早う周知徹底をしてほしかとですよ。

ちなみに、橋下はもうしょうけん、我がばかいしてやと言われんごとですね。ここんたいば、やっぱり武雄いっぱい早う広げて。恐らく、ことしはですね、どこも、まだでけんと思います、これは。種子の問題もあっけん。でも、一年でも早う、足らんとばつくったが、私は武雄のためになっちゃなかろうかなということですね、周知徹底をぜひお願いしたいと思っております。

で、今度はですね、何ですか、交付金の支払い時期ですよ、問題は。19年、自民党が参議院で初めて佐賀県で負けた年です。あのとき——佐賀県ばかりじゃなかったですね。6勝二十何敗やったでしょう、全国区で、1人区で。そういう惨たんたる結果があったときが、この品目横断の経営安定対策が発足した年ですよ。公布された年。そのときに、麦ば6月、7月に出荷して、麦の代金が12月しか来んやったとですよ。来んということのわかったとが7月やったとです。そのとき私は、谷口攝久先生が当時、自民党の支部長であられましたので、これでは選挙されんと、がんして自民党の選挙はさるもんかと言うたことを覚えております。

で、そのとき、7月に出荷した、そして、古来、やっぱりお盆を越すための麦の代金ですよ。こいが12月しか来んというたら、もう農家はどがんもされんわけですよ。そのときはJAが手当てをして、7割ぐらいやったですかね、前倒しで、ちょっと、前倒しと言うぎいかんばってん、貸し付けをして、何とか農家の急場をしのいだわけですが、こいもことしの場合は特に、2万円しか来んとかにや。そいが、いつ来るとかな。ここんたいば、ちかっとぴしつと言うとかんぎん、おかしゅうなあにやと思っておりますので。

また、やっぱり組織で、集落営農とかなんとかですね、組織の解体というですか、壊れるというときは、やっぱり金はいかに上手に分くつかですもんね。金ばええとこ分けきらんぎ、組織というとは、必ず解体をいたしますので、この来年度の固定部分の2万円ですね、こいがいつごろの時期に支払えるのか、わかっとったら教えてください。

○議長（牟田勝浩君）

執行部、先ほどの数字は出ましたか。それともう1つ、さっきの、2万円の入る時期というのはわかりますか。わかるほうから先に答弁してください。渕野営業部長

○渕野営業部長〔登壇〕

まず、畑作の戸別所得補償交付金の支払い時期ということでございますけれども、水田経営安定対策の固定払いの支払い、これについては早期交付を8月のお盆前までですけれども、実施をしています。で、23年度からの戸別所得補償交付金の支払いについては、面積払いを先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払いの額を確定し、追加で支払う仕組みとなろうかというふうに思っています。

このようなことから、面積払いについても、8月盆前までの早期交付を引き続き要望して

いくということで、現在、佐賀農政事務所等からも本省へ要望していくという状況でございます。

それから、先ほどの集落営農、農家の戸別補償制度への参加ということになるかと思えますけれども、米は集落営農で参加、飼料作物は個人での加入があるので、重複している部分があるかというふうに思います。農業センサスで農家戸数が3,410戸でございます、今回の加入が個人というふうに申しあげましたけれども、2,290戸でございますので、この率で割り返しますと67.2%の方が加入をしているというふうに思っています。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

何で、これ、こだわるかというぎですね、まず、2万円が盆前に支払われるということで、まず2万円なりと来んにやということですね。今はですね、2万7,000円ほど武雄には、麦をつくった人にはお盆前に来ております。これがあと7,000円減るということですので、こいもですね、ある程度、麦作農家には、もちろんJAにも言います。周知徹底をして、そのかわり、夏にこれだけ来よったばってん、冬にしか来んばいと、つましゅう暮らせよと、前もって言うとかんぎいかんことですので、この辺も周知徹底をお願いしたいと思います。

で、一番ですね、今のは確認をしましたので言いますが、小麦ですね、前の政策と今度の政策、民主党の政策とすれば、前の政策に比べて、何キロとれば前の政策並みにいくですかというイメージ図をうちの営農組合の職員につくってもらいました。約388キロ、小麦で6.5俵とらないと、前の政策がよかったということです。大豆で134キロとらんぎ、今までの政策がよかったですよと。本来の姿に戻ったと言いますが、今までみたいに、まあ、そがんもんな武雄市の農業者はおらんとおもいますが、ある程度、捨てづくりでもある程度来とった交付金が、こいだけとらんぎ、今までの交付金から減りますよという数字がここに出ておりますので、これはうちの営農組合でつくった数字ですので、これは欲しかったらですね、欲しかったらと言うぎ失礼かばってん、後で参考資料として差し上げたいと思います。うちの営農組合の、農協の職員がつくった数字です。参考までにお知らせをしておきたいと思います。

あと、一番今度の、来年から変わる、今までは認定農家もしくは営農組合じゃなからんばもらわれんやった交付金が、戸別所得補償ですので、もうその垣根が取っ払われたわけですよ。面と向こうで、もう集落営農は要らんやろうもんという声がですね、結構、大規模農家から出てきつつあります。ほんなごとのうと、別に要らんもんのと、今まではある程度、交付金の受け皿としてせんばらんやったけん集落営農をつくったもんのと。しかし、もうそい、ほんなごて要らんのと。武雄、中野みつば、それから繁昌、こういう佐賀県でも有数な営農組合はどんどんどんどん成長していかれましようが、ほとんどの武雄市の営農組合とい

うのは、補助金、交付金の受け皿としてつくったわけですので、こういうふうな流れです、今。

部長、こういう意見が出たとき、我々は何て言うてよいのか。もう解散しゅいと、うん解散しゅいて、こいで今から。きのう、おとといの農業新聞やったですか。農業人口が、この前のセンサスと今度の、ことしセンサスがありました。75万人減つとおと、農家が。こいは、政令都市の静岡の市の人口がそっくりそのまま消えた数字だと書いてありました。そして、残った260万のうち五十何%が65歳以上だと。もう惨たんたる数字が農業新聞で報告をされておりました。

今からこそ、そういう受け皿に、私は営農組合が必要じゃないかなと思っておりますが、こういう私たち、いやいや、もう解散してもよかろうもんという考えの方も多々おられますので、そういう意見、そういう声がもし聞いたことあんしゃあこっちゃいですね、部長なり、もしあられたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（牟田勝浩君）

渚野営業部長

○渚野営業部長〔登壇〕

集落営農組織の今後のあり方ということでの話だろうと思ひますけれども、武雄市でも8月23日、24日の2日間で、武雄市内の全集落営農組織と面談を行っています。その中で、集落営農のメリットとして出た意見でございますけれども、集落営農組織で活動することにより、ブロックローテーションによる水稲、大豆等作付が計画的に実施できると。それから、組合員の転作への協力も得られやすいということが出ています。また、高齢化により営農困難な農地が出てきた場合も、農地の受け皿として集落営農は機能をしていると。地域全体で自分たちの地域の農地を守っているという意識が高いということですね。

全体的に、高齢化や国の制度が変わって、今後の農業への不安はどこの組織も持っているんじゃないかという意見は、ごく少数でございます。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

まだ皆さん、全部、頑張つて言ひよんしゃあということですね、この前の聞き取り調査ではですね。そいぎ、うちのあたりだけばいの。もう解散してよかろうもんと、何じゃい、型にはまったごたあ農業ばせんででんよかろうもんというような声もですね、特に大規模農家から出てきたわけですので、どうあろうと、自分たちのよかごとしやいというような話を今しておりますが。そうですか。そいない、世話やかじよかつた、世話はかつがつよかけんが。はい。

ただ、先ほども言いましたとおり、260万の農家が、そのうちの五十何%が高齢化になつたとおという、もう65歳以上だということを考えればですね、これは何とかしてですね、てこ入れをして、必ず受け皿は要るわけですから、この辺のことをですね、行政としても、JAさんにも言います。そして、一緒になって、やっぱり組織でもって受け皿ばつくつとこうやということですね、やっぴいかなと、これは大変なことになるなど。まだ我々のところはよかですよ、まだまだ。だだっ広か圃場やけんですね。なかなか、これが中山間地行ったら、まあ、次触れますが、そういうところでは簡単にいかなという気持ちがございますので、集落営農の維持と申しますか、そういうことは、これは絶対、受益者負担で自分たちが金出し合せて組織を立ち上げてやっているわけですので、市に負担を要求するというものでもございません。ただ、今から先こうなるよという精神論を我々も欲しいわけがございますので、しっかりした理由づけをお願いをして、次の質問に行きます。

次が中山間地直接支払い、今年度が更新時となっておったと思います。5年に1回の更新でございまして、今2期が終わったと思っております。ことしで3期目の制度の手続が始まっておると申します。今までの2期目までの総括、それから、2期目と3期目の対策の変更があつておればお願いをしたいと思ひます。これは、どうでもやっぴいかなば、これだけ条件、さっき言ひましたが、我々みたいな平たん地の農業と、きょうは石橋議員とちよつと話しよつたですが、草払おうで4メートルから払わんばらんと、のり面ば。我々は、あぜば、ばあつと払うていくぎよかと。それでも同じ条件では百姓されんけんということで、そして農地の保全を求めて、ちゃんとしてくださいということで、そういう中山間地には直接の支払いがあるわけですので、今までの総括と、今度の3期目の変更があつた場合のことをお願いしたいと思ひます。

○議長（牟田勝浩君）

刈野営業部長

○刈野営業部長〔登壇〕

中山間地域等直接支払制度の第2期対策の総括でございすけれども、協定面積が212.3ヘクタールについて、耕作放棄地の発生防止を組織的に行うことができたというふうに認識いたしてあります。

集落で、農道や水路の維持管理がなされ、平地との農業生産条件の不利を交付金の個人配分等で補正、補うことができたものだというふうに思っています。農業生産条件の不利、これは生産コスト、収量の格差等々が補正をされたというふうに思っています。

この中山間地の直接支払制度で主な活動については、耕作放棄地の発生防止、ここら辺が一番大きかつたんじゃないかなというふうに思っています。で、担い手が少ない中で、みんなで作るといふことで、農道、水路の維持管理、農作業の共同化、それから、農作業の担い手への委託等々が進んだのではないかと申すように思っています。

2期対策と3期対策の異なる点でございますけれども、農業の継続が困難となる農地が生じた場合、だれがどのように管理するかを集落協定に位置づけることで、集团的サポート要件の達成とみなし、従来では基礎単価——これは8割単価と言っておりましたが——のみの交付対象だった活動でも、要件が緩和されておりますので、通常単価を受けることができるというのがまず第1点でございます。

2点目に、これまで協定に含まれていなかった対象農用地を新たに取り込み、協定農用地を拡大できる。これは具体的には、1ヘクタール未満の飛び地等であっても、一団の農用地として取り組むことができるということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

こいのああけん辛うじて、何というですか、県営圃場整備、あるいは町営の小規模圃場整備、ここをしたところは対象じゃなかわけでしょう。確認します。

○議長（牟田勝浩君）

瀏野営業部長

○瀏野営業部長〔登壇〕

要するに、中山間地域等々で狭地倒しの農地ということになるかと思っておりますけれども、この中山間地域等の直接支払制度は、農地の傾斜が要件となっておりますので、狭地倒しをした農地についてを対象になるというふうに、対象になります。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

すみません、私の質問が悪かったです。

狭地倒しは、県の予算と市の予算で今やって、ここ二、三年やっている事業でしょう。狭地倒しは。県営圃場整備、通年施行でやってきた、過去に。あいばしたところは、どがん山ん中でもかからんということでしょう。この中山間地直接支払いには。

○議長（牟田勝浩君）

瀏野営業部長

○瀏野営業部長〔登壇〕

先ほど申しあげましたように、中山間地の支払制度については、傾斜地が基準になりますので、そういう県営圃場整備等々で整備された田畑についても対象となります。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

それは初めて聞きました。県営圃場整備並びに町営の小規模でしたところはならんじやなかというふうな感じがあったもんですから。でも、結構……。そいぎ——そいぎちゅうぎいかんばってん、もう少し、その周知徹底はほとんどしとらんやろうな、10年前からずっとしてきとおとやけんが。そいば知らんやったという人は、もうやっぱり、地元が悪かとか。恐らくですね、いや、けさ聞いたとですよ、石橋議員から。4メートルからののり面ば払わんばらんと。そこは、中山間地直接支払いはなかとやと、なかばいと、そがんとのああやという話ですよ。ですから、もう少しですね、周知徹底をお願いして。

で、2期目で取りやめた集落のああです。もう来年は契約せんばいと、更新せんばいと、あるいは、そがんとのああない、ことしから手を挙げますという事例があったら教えてください。

○議長（牟田勝浩君）

刈野営業部長

○刈野営業部長〔登壇〕

3期対策より新たに取る組む集落でございますけれども、これは若木町で3地区、北方町で1地区あります。若木町は下村、川古山中、御所、北方町では焼米、この4地区が新たに取る組む集落でございます。面積は56.7ヘクタール。見込みでございますけれども、1,104万5,000円を見込んでいます。

で、3期対策により取り組まなかった集落でございますけれども、これは7集落、3期対策に、これはもうやめると、2期対策まででやめるというところでございますけれども、7集落、北方で1集落、東川登で1、山内で5集落あります。具体的に申し上げますと、北方町白仁田、東川登町が楠峰、山内町が鳥海第1、三間坂東、山浦、稗田と黒髪、7地区であります。その理由といたしましては、やはり高齢化により今後5年間の営農活動を継続するのが非常に難しいということと、集落に役員等の中核になるような人材がないというのが理由でございます。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

確かに、悲しい現実ですよ。高齢化によって、もうだれもおらんと、もうせんよと、管理せんよということでしょう。で、中心になる人も、もう高齢化して、おらんごとなつたけん。もう恐らく、やっぱり今まで共同というのがあったから荒れんで、耕作放棄地もなかったと思うのですが、そがんでだんだんふえていくとかなあという悲しい現実をですね、今聞いたような気がいたします。

しかし、そいば、じゃあ、おまえたちが加勢せろと言われても、我々に加勢せろと言われても、ちょっとどがんもしいきらん話でしてね。ああ……。

こいはですね、やっぱり本当によか政策ですよ。この中山間地直接支払いと農地・水・環境保全ですね、この2つは絶対続けていってほしか政策やったとですが。これはもう、いかんともしがたい事実を突きつけられましたが、新たに56町ほどが申請して、現在、傾斜ばはかってもらいようという話も聞いておりますので、ちなみに、石橋議員のところもはかっとなってください。来年からでもさるっかもわかりませんので。

ぜひ、耕作放棄地が少しでも解消するようにお願いをして、次に行きます。

口蹄疫について質問をさせていただきたいと思います。

やっと8月27日ですか、口蹄疫の終息宣言ということで話を伺っておりますが、実際、まだ、うちの武雄の農家、ぴりぴりしとんしゃあです。こいで、とまったなんて思うとんしゃらんですよ、はっきり言うて。やっぱり、しっかり消石灰をまいて、出入りをしっかり厳重にして頑張っておられます。今から、拡大した原因が何なのかの検証が始まると思いますが、やっぱり国の責任、これはもうどがんでんひどかと思えます。ちなみに、やっぱり農水大臣の首が飛んだわけですから、そのくらい、やっぱり国も甘う見ておったということです。

それが中で、今度の補正ば見よったぎ、6月と7月やったですか、農林の予算で、特に口蹄疫には、イノシシも一緒ですから、捕獲に全力を上げるようにということで、180万円程度の予算がつけられております。本当にこれはタイムリーじゃなかったかなと思っております。今の鹿島の市長になられました樋口さんかな、あの方が前の畜産局長らしかですね。で、10年ほど前の小林市の口蹄疫のときの最高責任者ということで、ちょうど樋口市長から、一番怖かったのがイノシシという話を聞きました。イノシシがもう、宮崎県はおろか、鹿児島県まで山ば駆け歩いたらですね、一遍に広がるという話をして、まず50キロから徹底して、ずっと中さん攻めていったという話を聞いたことがございます。武雄市も、早速イノシシに対してはそういう予算までつけてやっていただいたという話を聞いて、今度、予算書を見て、ああ、よかったなと思っております。

この畜産の、何というですか、この法律、口蹄疫についての法律ですね、家畜伝染病予防法、こいはよう調べよったぎ、昭和26年の法律ですね。まだ、その昭和26年ちゅうぎ、どこにでん1頭か2頭か牛か馬かおった時代です、農耕馬として。そのころにでけた法律がまだ延々として生きとおらしかですよ。

で、何ば言いようとかといえますと、今度の口蹄疫、いろんな原因が指摘されておりますが、最終的には埋却地がなかったということだそうです。もう盲点やったらしかですよ。今んごと、昭和26年の法律やけんが、どこでん1頭じゃい2頭じゃい、そいぎ庭先に埋めていっちょけというぐらいの法律が、もう今、けた違いになっとおわけでしょう。今、武雄の現状を調べました。最高で、牛が400頭農家がおられるそうです。豚にしては、もう1,000頭以上の農家がおられると聞いております。

まず、入ってこんごとせにゃいかんですよ。まず、ウイルスが入ってこんようにせにゃ

いかなですが、今、何ですか、家畜保健所から畜産農家に、もし口蹄疫が発生した場合の埋却地はどがんなつとりますかという、ばかな、ばかなと言うぎ失礼かですね。質問が回っているそうです。で、それを寄せて検討するとなっておりますが、ちなみに、橋下、1メートル掘ったら、もう水の出るですよ。これ、4メートル、最低掘らねばらんらしかですよ。1メートル掘れば水が出る、白石に行ったらまだですよ。そいぎ、うちの辺で牛飼うなど言うことやという声ですよ、やっぱり。

しかし、これは予防法で、家伝法の予防法でそがんなった以上は殺さにかいかんとなつとる以上は、しかし、牛は個人の財産でしょう、豚も個人の財産。国がその法律で殺したならば、やっぱり国なり県なり行政が責任持って、どこか埋却地を手当てするのが筋じゃなかかなと思っております。

例えば、田んぼの真ん中に水が出てこんでも、埋めたてしてもですね、そのにおいたるや、やっぱり、今ちょうど川南町にですね、農政事務所の職員が、やっぱり全国から寄せられて、2泊3日か3泊4日で、こいに行つとおですもんね。で、たまたま行って、帰ってきた本人が言うにはですね、公務員ですから、うかつなことは言いませんが、においは何もせんとかいと聞いたところが、においのせんで言うぎ、うそになあと。あいだけの石灰の中でも、やっぱりそういうぐらいのひどいにおいがするそうです、埋めて。

ですから、今、武雄市についてはどういう対策を、この口蹄疫は、もう発生したらいかなですよ。発生せん前の準備ばせんばいかなわけですが、約6,000頭、武雄市におるそうです、今、牛と豚は。今、佐賀県で一番発生しやすい場所というのは、やっぱり多久の、日本じゅうから家畜の商人がやってくるし、日本じゅうから牛が来る多久の市場ですね。あの辺が一番やっぱり危なかそうです。もちろん、しっかり徹底して消毒はしておりますから、そういうことはないと思いますが、もしあそこに発生したら、あそこから20キロ圏の円を引いたら、武雄市はかっぽり入るそうです。で、武雄は全部ワクチン処理をして殺処分せにかいかんという話も聞いてですね、ずーんとするような気がいたしております。

ちなみに、武雄の畜産の去年の販売高が17億円程度あっております。これがペアになるわけですので、もしそういう、これ、手当てばしとおと言うぎん、農家が安心するやろうし、しとらんで言うても、くるわるうやろうし、答弁は難しかと思いますが、わかる範囲で答弁をお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

渕野営業部長

○渕野営業部長〔登壇〕

口蹄疫が発生した場合、議員が言われましたように、まず埋却するというのが蔓延を防ぐ第1の方法だろうというふうに思っています。

そのようなことから、家保と一緒に畜産農家の方に埋却候補地のアンケート調査を実施い

たしております。今後、そのアンケートを精査して、アンケート結果と、事前に市で調査した埋却地を突合しまして、現地調査が必要な農家を抽出して、9月13日から現地調査を開始したいというふうに思っています。で、この中で、重機機材等に要する費用の積算等々も必要になってくると思いますし、埋却するまでのチェックリスト等々の整理も必要であります。このようなことを進めていって、重点防疫区域の図面等の整理を行っていきたいというふうに思っています。

先ほど言われましたように、どうしても自己所有地に埋める場所がないという方もいらっしゃると思います。そういうこともありますので、市有地や耕作放棄地等についても埋却地として利用できないか、より具体的に精査を進めていくということと、このことについては、やはり地域の住民にも協力をお願いする部分はあると思いますけれども、重ねて、そこら辺の説明もしていきたいというふうに思っています。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

まず、出ないようにするのが、防疫対策で一番だと思いますが、本当に今度の宮崎県のですね、全くの盲点やったらしかですよ、これは。もう29万頭と、膨大な牛と豚を埋却する土地ば探そうと、とにかくそいで広がったという話もあっているぐらいですので、慎重にです、大胆に、これについてはやっていただきたいと思っております。

口蹄疫にもしかかれば、時価の牛が100万円とすれば、100万円の5分の4の補助はあるそうです。100万円やけん、5分の4ぎ、まあ80万円ばかりの補償はあるそうですが、武雄の牛の生産農家と肥育農家ですが、まず、自己牛を100%持っている方はほとんどおられません。ほとんど預託牛です。預託牛というのは、市から預かった牛だとか、農協から金を借りてした、ですので、100万円の価値のある牛は、100万円借っておわけですから、国から80万円来た分は、そっくりJAなり市なりが先に引き上げますので、手元には何も残らんということです。借った牛ですので、借りとる牛ですので。で、もうほとんど、口蹄疫で、借金は残らんばってん、いろいろは残りますが、牛に対する借金は残らんばってん、もう次に牛ば飼うというのは不可能じゃないかというぐらいに打ちのめされたと聞いておりますので、まず入ってこんごと、まず入ってこんごとしていただきたいということをお願いして、次に行きます。

先ほど、農政のほうで言いましたが、ことしから麦と大豆については、今まではとれんでもある程度の補償はしちゃったばってん、こいから先は頑張るとらんぎ、もう来んですよという政策に変わります。

ことし、山内町のある農家から電話のかかってきたです。タマネギば打ったくったて。タマネギ、ことしは高かったですもんね。雨の降って、タマネギば水耕栽培しよるとかて笑わ

るっぐらい水はけの悪かったですよ。ことしは2月、3月は雨の多かったけん、これはもう、せいけん、適期作業がでけんやったということですよ。で、同じく麦の生育も悪かったですよ、もちろん。畑につくる作物が水耕栽培と間違えられるぐらいに水はけが悪かったということです。

ちなみに、北方、我々のところはですね、16、17、18年、3カ年かけて、まだ北方町の時代から武雄市に入るまでですが、100%の暗渠排水事業がですね、おかげで終わっております。どのぐらいきくかというぎですね、ことしの14、15が大雨の降って、うちのあたりも大水になりまして、大豆が全部全滅しました。しかし、もう18日からはですね、トラクターば入れて、また、まき直しができるわけですよ。そのくらい、さえるというかですね。ここと、そういうところとですね、同じ土俵に立てというのですね、同じ農業をしようってですね、本当に何とかならんだろうかというようなことで、担当の部長なり課長にもお願いをしたところが、今のところ何もなかばいと。とにかく、うちの単独事業ででくう話じゃなかですしね。

若木のある人が、建設業に出よった人が、建設業が暇のときに、建設業のおやじさんのバックホーを借りて、クラッシュランを買ってきて、自分でしたところが、1本大体13万円、100メートル、かかるそうです。補助事業ですると、今1反、いろんな補助事業を使いますと、我々のときは1反に、100メートル1本1万3,000円ぐらいでできました。で、彼が自分でして、自分の、何というですか、費用弁償は入れんでも十二、三万円かかったと、100メートルに。なかなか、こいば一人で、自分でするということは簡単にいかんばってんですね、何とかなんみやあかにゃという質問です。これはですね、やっぱり、よそん田んなかば借って規模拡大したかばってん、米だけではもう規模拡大してもしよんなかけんが、やっぱり施設園芸か何かに切りかえて、もうよそん田んなか返さんばいかにゃという悲しい現実も聞きましたので、今、この排水対策についての新規事業等は見当たらんでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

渕野営業部長

○渕野営業部長〔登壇〕

この暗渠排水対策でございますけれども、国の予算、農業農村整備事業ですけれども、これ、全体的に平成21年度は5,772億2,200万円、22年度2,129億3,900万円ということで、対前年比で36.9%にまで落ち込んでおります。こういうことも影響はあろうと思っておりますけれども、この対策についての、現在、補助事業等については県のほうも必要であろうというふうには思っておられると思っておりますけれども、財源的に見通しが見つからないのか、補助事業、現在のところ見当たりません。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

「コンクリートから人へ」ということで、農林予算の土地改良予算も45%から50%カットされたような状況の中で、なかなか難しいと思いますが、本気でやっぱりタマネギをしたい、本気でやりたいというような人のためにも、何とか知恵を出し合うてですね、やっていっていただきたいと思います。今、こいばどうのこうのということでも、どうもできないから、よろしくをお願いします。

次に行きます。

ため池の活用ということでお願いをしております。

北方町には、かつて上水道に使うため池が4つ、今あいております。あいとおわけじやなかです、農業用水として併用して使っていたきたいということでやっております。今、大坪のため池を調整池にせんやというような話からですね、地区の人からおしかりを受けました。北方もあいとお水源地のああやっかと、あいは何とかならんとかんという話です。今、この4つの上水ですね、は、どういう管理になっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

質問の途中であります、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

刈野営業部長

○刈野営業部長〔登壇〕

今言われましたため池については、地元区で管理をされているということ聞いております。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

うちの部落の隣に医王寺という地区がございます。ここも常襲水害地です。ここにも医王寺の堤というのが1段、2段、3段あってですね、ここは水役さんをしっかりつくって、天気予報をしっかり聞いて、そして、大雨洪水警報が出た場合はですね、それが前に、ほんなごて思い切って水を落として洪水の調節をしておられます。すばらしいことをやっておられます。これは、何でかというたら、やっぱり我が地域やけん、そして水役さんで年間に5,000円じゃい幾らもらいよるか知らんばってん、そのくらいと思います。でも、我が地域ばしっかり守るために、やっぱり水役さんがそういう手弁当で水の管理をさせていただいております。

ここもですね、今、北方にある4つの旧の水源地、今、それぞれの集落で管理をされておりますが、やっぱり農業用水として管理をされていると思うんですよ。でも、こいが一番難しかところですが、大雨洪水警報の来たけんていうて、来んやった場合もあるし、ここんたいが難しかですが、いっちょはですね、下の集落、久津具とか志久地区とか、ここの管理じ

やなかわけでしょう。けん、我がつからん、がん言うぎ失礼かばってん、つからん方が管理しよっぎ、そこまで本気でせんですもんね。けんが、ここんたいば、もう少し調整をしてできないもんなのかですね。

やっぱり、その地元、例えば、西堤やったら、恐らく高野の区長さんかどこかにお願いしとおと思うですもんね。高野の区長さん方んにきは絶対つからんとやけん。そいけん、ここんたいば、そいぎ、まいっちょ下の久津具の人は、その水ばがぱっと受けんばらんけんが、ここんたいがちょっと難しかばってん。それから、かつては西堤にも、それから浦田にも、馬神川とか、あそこから水の入りよったらしかですね。伊藤理事が一番知つとる。でも、そいも今詰まってしもうとおという話ですので、ここんたいの管理ばですね、もう少し行政が音頭とって、がんしまししょうやと。農業用水は農業用水で確保してあるわけですから、ここんたいの仲立ちができないかという話です。

○議長（牟田勝浩君）

伊藤営業部理事

○伊藤営業部理事〔登壇〕

工業団地をつくるときも、その問題がありましたので、私のほうから少しお話しをさせていただきます。

確かに、今、淵野部長おっしゃいましたとおり、水道、上水道の水源地として利用していた水源地のほとんどについては、地元に移管をしています。志久地区にある水源地については、ことし、1カ所、完全空にして、そして待ち受けていたところ、オーバーフローもせずに、大分緩和をされたというのは聞いております。

ただ、今御指摘のとおりのところですが、工業用水に絡みまして、地区で努力されている地区もあるんですけれども、これが3日、4日ということになると、越流をして下流域に迷惑をかけるということについては、区長さん方も自覚をされている部分がありまして、これに絡みまして、今御指摘の地域については、区長さんをお願いをして、生産組合の組合長さん並びに区長さんを含めて、まず地区で協議をしていただけんかと。その上に立って、行政が入るべきものがあれば行政も中に入って一緒に協議をすることについてはやぶさかでないということで、今お願いをしているところですので、その推移を見ながら、農林商工課とともに、ちょっと調整を図りたいというふうに思っています。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

どうも、やめろやめろの大合唱が聞こえてきそうな感じでございますので。

なかなか、行政区はですね、例えば、西堤は高野の区長さん、そのオーバーしたときは久津具へ行くけんがと、逆はなかばってん、そういうことで、なかなか、私は逆に、こうだか

ら行政が仲人ばしてくれんかにかと、お願いなんですよ、これは。まあ、そこんたい、いろいろ、水利権もございますので、余り行政も入れんということもわかります。それから、もし干ばつに遭ったときはだれが責任とるかということもございますので、臨機応変としか言わんですね。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、永池、一番肝心な永池の堤です。ここは、何年にでけたかな。防災ダムがですね、昭和62年ですか。昭和です。もう20年。このときにですね、いつも、防災ダムですから、あそこはオーバーフローせん程度に必ず落としますよという条件やったですが、地元干ばつときはどがんすうやという話でですね、当時の区長さんたちから、当時の理事長さんとの水調整の処置に関する協定書というのに、ちゃんと判ば押してああです。そうそうたる地元の区長さんたちの印鑑です。これは、これでよかとですよ。当時の区長さんたちが決められたことですので、いましばらくは、あそこは溢水して地元が大水になったときはやむを得ぬと思ひますが、いよいよ24年度から筑後川導水計画が稼働するということになっておりますので、そのときは、もとに戻さんやと言うてようなかかにかという質問です。

○議長（牟田勝浩君）

刈野営業部長

○刈野営業部長〔登壇〕

永池のため池の貯水量ですね。これについて、向こうのほうから水が来るということになれば、農業用水としては不要となりますので、空にしてもいいのではないかなというふうに思ひますけれども、そこは農業者の方がですね、やっぱり水利ということもありますので、十分な協議が必要かなというふうに思ひます。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

平成24年度に稼働がされると聞いております。筑後川導水計画によって、そのときには、やっぱりこれは武雄農林もどうろ、かんどおごたあ話ですので、恐らく、そういう話になると思ひますので、北方の支所長さんもきょうはお見えでございます。特に、うちの支所長なり、森課長においては、この辺から全部、筑後川導水計画から全部知り抜いておられますので、24年稼働の折には、永池の堤が越水せんぎ、大分違ふとですよ。恐らく、大水来んじやなからうかなという気もいたしますので、よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

あと30分あります。

ことしの梅雨やったですね。広島県の庄原市というところですか。1時間に91ミリというすごい雨が降ったやに聞いております。武雄のどのくらいが山林、そういう集落が点在するのですね。ほとんどと言うたら失礼ですが、そこに、庄原市の、テレビば見よったときはですね、砂防ダムのあつとですよ。そいば越えて、また来て、部落を一のみにしたという

ことで、何というですか、深層崩壊というですかね、ああいうことが日本でも起きかけたというような報道がなされておりましたので、そういう危険地区の把握というですか、こいはできているのかどうか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

県の河川砂防課でつくっておられます土砂災害危険箇所マップによりますと、武雄市では全体で土砂災害の危険箇所が1,542カ所ございます。

そのうち、土石流危険渓流が409カ所、地すべり危険箇所が28カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が1,105カ所でございます。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

部長、それだけの数字ば言うて、それで、あんまい危険をあおることもしとうなかしね。おたくはこうですよというような周知徹底はしとらんわけでしょう。言うたら、何か、ほんに危険をあおるような。どがんでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

周知徹底といいますか、ここがこういう場所ですよというのを具体的に示していることはございません。

地すべり箇所の28カ所については、お示しをしているというところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

庄原市もですね、また繰り返しますが、本当に砂防を2段、3段ぐらいあったでしょう。もう完全にあそこは危なか地区やって、そいだけ行政が手当てばしとって、なおかつ一集落のみ込んだという報告を受けておりますので、難しかですね。そいば、おたくは危なかですよと言うぎ、どがんなりとんせろと言わるっし、難しかところと思ひますが、どがんすつきよかね、これは。うーん……。さっき、吉川議員のおっしゃった、森林の荒廃もあっちゃなか、やっぱり。やっぱり木が、何ていうですか、草も生えんごとなったところは、やっぱり根も張らんで言うもんね。そういうこともあろうかと思ひます。やっぱり、間伐もせんし。

何かなか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

箇所数につきましては、非常に不安をあおるような数字でございました。これにつきましては、区長さんにですね、災害危険箇所のマップを、県のほうから手に入ればお配りしたいというように思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと、確かに1,000を越す数字というのと、やっぱり皆さん、これごらんになられた方は、自分のところ大丈夫やろうかということなんですけど、私は1回マップを見たことあるんですね、ちょっと前に。そのときに、ちょっと人家を中心にして見たときに、ほとんど人家の近くはありません。急傾地も。そういうところに、普通は、一般的にはそういったところというのは避けてつくられますので、そういう意味で言うと、森林ですよ。森林の急傾斜の部分のところ、私が見る限りほとんどでありましたので、それはぜひ御安心をしていただきたい。

そして、これについては、プライバシーに係る部分というのは多々ありますので、一般にちょっと公開するのはどうかということもありますので、本当に危険なところは、もう1回私どもで精査をして、区長さん並びに当該民家ですよ、部分であるとか、そういったところは私どもから説明に上がりたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

はい、わかりました。そのくらい言うてもらうと、何もなかとです。

そいぎですね、最後です。

緊急雇用対策についてですが、去年、ことしで2年目ですね。山口昌宏議員の質問の中にあつたように、本当に道等がきれいになっております。ありがたいことだと思っております。この暑いさなかに、一生懸命頑張ってくださいしております。

で、ことしで2年目、2年続けて出てもですね、失業保険がもらえんという話です。ちゅうことは、2カ年で12カ月働いとらんぎ失業保険がもらえんということをお聞きしました。どがんでしょうか。事実ですか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

失業保険の支給要件でございますが、1カ月11日以上を勤務されて、2年間で12カ月、離

職の日の前に12カ月勤務されるというのが雇用保険の受給要件でございます。間違いございません。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

そいぎですよ、部長、ことしも去年も働いた人のおんしゃあとですよ。この事業で、つながったばいと、おかげでよかったと、2年間働いて。そして、ことしの9月でやめんしゃあかな、この方たちは。そいぎ、どこも途中働いとんしゃらんけん、ほんなごとは6カ月、6カ月でもらえるはずなのにもらえんわけやろう。どっかですれとつとですけん。もうせつかく仏ばつくって魂ば入れんごとしては、どがんしゅうあんもんやという質問ですよ、これは。来年ももし、来年までああわけでしょう、この事業は。緊急雇用対策はですね。そいぎ、1年目は捨てても、2年目が、例えば、6カ月に10日足らんやったないば、来年、もしその方が雇われたならば、6カ月と10日ばかり働かせんのですかと。そいぎ、その後、失業保険ば取らるつやろうもんという質問ですよ。

まあ、どがんなあかわからんですよ、こいは。この方がまた来んしゃあかもわからんし、来ても、もうあんたはいかんやっただというて首になるかもわからんし、それはいろいろあると思いますが、もし続けて雇用をされるならばですね、そういう配慮はできないかということですよ。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

雇用に当たりましては、その方の保険の加入状況を調べて、血の通った対応をしたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

ありがとうございました。せつかくの緊急雇用ですので、もう来年が最後になります。一応、3カ年ということになっておりますので、ぜひ、そういう血の通った行政をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（牟田勝浩君）

以上で15番小池議員の質問を終了させていただきます。

本日の日程並びに市政事務に対する一般質問のすべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 17時16分